# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の 第4期中期目標期間の終了時における業務の実績に関する評価

令和3年

文部科学大臣

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 中期目標期間評価(期間実績評価) 目次

1 - 2 - 1	<u>評価の概要</u>	•••p1
1 - 2 - 2	<u>総合評定</u>	· · · p 2
1 - 2 - 3	項目別評定総括表	•••p7
1 - 2 - 4 - 1	項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)	· · · p 9
	項目別評価調書 No. I - 1 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び	
	教育現場への貢献	•••p9
	項目別評価調書 No. I - 2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	••• p14
	項目別評価調書 No. I - 3 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する	
	_ 幅広い関係者の理解の促進	••• p 23
	項目別評価調書 No. I - 4 インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	••• p 41
1-2-4-2	項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	· · · p 50
	項目別評価調書 No. Ⅱ - 1 業務運営の効率化に関する事項	· · · p50
	項目別評価調書 No. II - 2 財務内容の改善に関する事項	· · · p 54
	項目別評価調書 No. II - 3 その他業務運営に関する重要事項	· · · p57
別添	中期目標、中期計画	••• р 63

# 1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総	合研究所					
評価対象中期目標	中期目標期間実績評価	第4期中期目標期間					
期間	中期目標期間	平成 28 年度~令和 2 年度					

	2. 評価の実施者に関する事項								
-	主務大臣	文部科学大臣							
	法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、山田泰造					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課 林孝浩					

# 3. 評価の実施に関する事項

令和3年7月21日 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の評価等に関する有識者会議を実施し、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項	
_	

# 1-2-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定

1. 全体の評定		
評定	В	(参考:見込評価)
(S, A, B, C,		В
D)		
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。	

# 2. 法人全体に対する評価

# 法人全体の評価

以下に示すとおり、一部、中期目標に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期目標に定められたとおり、概ね着実に業務が実施された と認められる。

- 国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究については、平成28年以降毎年度、中期目標に定める毎年度10件程度を実施し、5年間で49課題に対応した。これら国の特別支援教育政策上重要性の高い政策課題に対応した横断的な研究や、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究、インクルーシブ教育システムの構築に向けた課題を地域と協働して行う研究等を質の高いレベルで行っており、それにより、国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進に大きく寄与した。また、障害種別の特別支援学校長会等と連携し、全国調査の実施や継続した調査が実施されたことは、国の機関として、関係機関と共に信頼性の高いデータの蓄積に貢献しており評価できる(P.10参照)。
- 教育現場における研究成果の活用については、平成 28 年度当初は 30%だったものの、<u>リーフレットやガイドブック等、教育現場で活用しやすい成果物の作成など、研究成果の効果的な還元方法を工夫した結果、平成 30 年度以降は中期目標に定める 50%を上回り、令和 2 年度は 89.4%と、中期目標の 178.8%に達したことは極めて顕著な成果である。我が国の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するためには、質の高い水準の研究とともに、教育現場への研究成果の普及が不可欠であり、広く一般への特別支援教育の推進に寄与したといえる (P.10 参照)。</u>
- 研究活動の外部評価については、令和元年度を除き、平成28年度から令和2年度において、全ての研究課題で5段階中4以上の評価である「A+」又は「A」の評価を受けた。特に、「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」は、5年間を通した研究によって、我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の方向性を整理し、その具体的な取組の方策を示すものとして「インクル COMPASS」をまとめており、これにより各学校や教育委員会が現状や課題を把握し、次の取組につなげる手掛かりを得て、各地域において主体的かつ具体的な取組を促すことができることは極めて意義のある成果である。これらは国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進に大きく寄与できるものであると評価でき、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとしての役目を大いに果たしたといえる(P.10~11 参照)。
- 受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況については、中期目標に定める80%以上という目標に対し、5年間のうち平成30年度を除いて120%以上の成果であり、平成30年度においても118%の成果であることから、中期目標に定められた以上の達成が認められる。我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に向けては、各都道府県から派遣された特別支援教育専門研修の受講者が指導的役割を発揮し、研修成果を各地域に還元・普及させることが重要であり、本結果は国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上に寄与していると評価できる(P.16参照)。
- 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度の未実施分を除き、<u>平成</u> 28年度以降毎年度、中期目標に定める80%以上という目標値を達成しており、4年間のうち2年間は120%以上達成しており、残りの2年間についても116.6%、118%と高い成果であった(P.16参照)。

- 研修内容については、研究成果等の最新の知見をカリキュラムに取り入れたり、時代の動向に即した課題を盛り込むなど、各障害種の指導的立場に立つ教員の養成に寄与している (P.16 参照)。
- 講義配信の受講登録数については、中期目標に定める、中期目標期間終了時までに4,000人以上という目標値を令和元年度時点で上回り、令和2年度には対中期 目標値179.3%と7,000人を超える結果となった。また、講義配信においては、利用者に対して実施したアンケート結果を踏まえ、タブレット端末・スマートフォンでも視聴可能としたことによって、職場・自宅・通勤時など場所を問わず視聴できるようにしたり、複数の講義プログラムを組み合わせた「研修プログラム」を提供するとともに、令和2年度からは新たなシステムを導入し、団体登録機能を追加するなど、利用者の利便性を大幅に改善した(P.16~17参照)。
- 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数については、中期目標に定める、中期目標期間終了時までに 3,000 人以上という目標値を平成 30 年度時点で上回り、最終年度の令和 2 年度には計 6,239 人と大きく上回り、対中期目標値 200%を達成する結果となった (P.17 参照)。
- 研究所セミナーの参加者満足度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した令和元年度を除き、中期目標に定める 85%以上という目標値を毎年度上回り、令和2年度には対中期目標値 117%の 99.6%という結果であった。令和2年度は、コロナ禍においては、初のオンライン配信に挑戦し、オンラインパートとオンデマンドパートに分けて実施するなど工夫を凝らした結果、1,076 名もの申込があり、法人及び特別支援教育に関して、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発に大きく寄与した点を評価することができる (P.24 参照)。
- 地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数については、中期目標に定める毎年度4回という目標値に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回のオンライン開催となった令和2年度を除き、毎年度4回の開催を達成した(P.24参照)。
- 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援に係る講師派遣の派遣人数については、中期目標に定める 2,175 人に対し 2,030 人と目標を下回ったものの、令和 2年度はコロナ禍で実際の派遣が困難であったという事情がある中、オンラインの派遣も行うなど、工夫した点を評価することができる (P.24 参照)。
- 情報発信については、利用者が有用な情報にアクセスできるよう、利用者別のメニューを設けたり成果物のカテゴリ化を図るなどホームページの改修を行うとともに、令和2年度からは LINE による情報発信も行うなど、時代に即した効果的な取組を進めた点を評価できる (P.24~25 参照)。
- 地域実践研究の実施件数については、中期目標に定める、中期目標終了時までに50件という目標値を116%上回り、58件であった(P.42参照)。
- 地域におけるインクルーシブ教育システム構築の貢献度については、中期目標に定める 90%以上という目標値に対し、平成 28 年度以降毎年度 100%を達成した (P.42 参照)。
- 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めていくことは法人の大きな使命であり、重要度及び難易度が「高」に設定されている。特に障害者の権利に関する条約で示された新しい概念である合理的配慮については、個々の状況に応じて提供されるものであり、また、各学校設置者及び学校が体制面、財政面も勘案し、個別に判断することとなることから、国内における実践の積み上げとその普及が重要である。システムの構築のためには、地域の実情や特色、課題を踏まえ、全国的な働き掛けが必要であるところ、地域実践研究員の派遣について、平成29年度には参加しやすい短期の派遣型を導入した点や、平成30年度には都道府県のみならず市町村の教育委員会も対象に追加した点を評価できる(P.42参照)。
- 地域実践研究の研究成果については、実際に派遣元地域の教育ビジョンに反映されたり、授業のガイドラインとしてまとめられるなど、着実に地域のインクルーシブシステム構築に貢献しており、各自治体から派遣された職員と研究所職員が連携しながら、質の高い取組を推進してきたことが分かる。また、「地域実践研究フォーラム」や研修会等の実施を通じて様々な関係者に成果の普及及び活用を図ったことや、中期目標期間中、毎年度インクルーシブ教育システム普及セミナーを開催し、システム構築の意義について教育関係者や保護者等に理解を広げてきたことは大いに評価できる(P.42~43 参照)。
- また、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数については、更なる充実を図り、中期目標に定める中期目標期間終了時までに 500 件以上と

いう目標値に対し、平成 28 年当初は約 300 件だったところ、令和 2 年度に目標を上回り、対中期目標値 111.8%の 559 件に達した。また、年間約 18,000 件から 32,000 件程度の事例ダウンロードが行われており、新しい概念である合理的配慮の理解及び取組の推進の役割を果たしていると認められる(P. 43 参照)。
○ 障害者の権利に関する条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進については、諸外国の最新動向の情報収集を行った上で、小冊子、ホームページ、特総研ジャーナル、国際シンポジウム等で発信するほか、諸外国との共同研究や海外への研究職員の派遣等を行うなど、諸外国と比較しながら我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や情報収集・発信を進めている点を評価できる(P.43 参照)。
○ 退職手当及び特殊要因経費を除いた、各事業年度の対前年度比一般管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化については、年度によりばらつきがあるものの、中期目標期間中全体では、各事業年度平均で一般管理経費は2.1%、業務経費は4.6%の業務の効率化が図られ、概ね目標は達成できたといえる(P.51参照)。
○ 科学研究費補助金等の外部競争的資金の採択に向けては、組織的な獲得に向けて尽力しており、第3期中期目標期間分の交付金額合計 135 百万円と比較し、第4期中期目標期間分の交付金額は計159 百万円と、24 百万円増加させることができた(P.55 参照)。
○ 内部統制の充実については、新たに内部統制委員会を設置し、業務に関するリスク、災害に関するリスク等の対応計画(アクションプラン)をとりまとめ、それに基づく対応を行うなど、内部統制の充実・強化を図った点を評価できる(P.58参照)。
○ 情報セキュリティ対策の推進については、政府の統一基準群に対応すべく、関連規定等の改正や情報システムの防御力を強化するなど、必要に応じた対応を行うとともに、全職員に対する所内説明会や e ラーニング形式の研修を実施するなど組織的対応能力の強化を図った点を評価できる(P. 58 参照)。
○ 隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携については、共同研究を行ったほか、毎年度研究所公開と学校公開を同日に行うなど、連携しながら地域への特別支援教育の理解啓発活動を進めた点を評価できる(P.58 参照)。
○ 施設・設備については、中期計画に基づき、施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修工事を行ったことや、保有施設の長寿命化を目的とした計画を策定した点を評価できる(P.58~59 参照)。
○ 人事については、円滑な業務運営の観点から、適時適切に組織改編を行ったこと、関係機関との人事交や新規採用などにより人材確保を図ったこと、職員研修を他の独立行政法人との共同実施により行うなど、人材確保・育成が図られている点を評価できる。また、働き方改革の一環として、平成30年度からテレワーク制度を導入し、令和2年度からはタイムレコーダーによる労働時間の管理や書面の押印手続きの簡素化など、働き方改革を推進している点を評価できる(P.59参照)。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項
〇 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講師派遣の派遣人数や地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数が目標を下回ったが、評価を 行う上で考慮した。

# 3. 課題、改善事項など

# 項目別評定で指摘した課題、改善事項

【特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献】(P.11~12 参照)

- ・各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認 識・研究方法・研究資源などを引き続き共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。
- ・特に、近年では、通常の学級における障害のある児童生徒に対する指導方法や必要な支援等について、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、 障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を 引き続き進めること。

- ・研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保すること。また、令和3年度に「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。)上の研究開発法人となったことから、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。
- ・研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を引き続き図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

# 【各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成】(P.17~18 参照)

- ・研修企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。
- ・ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。
- ・各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を引き続き図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。
- ・特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。

# 【総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進】(P.25 参照)

- ・研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を引き続き充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。
- ・引き続き発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。
- ・日本人学校に対して、関係機関と連携を引き続き図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

# 【インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与】(P.43~44参照)

- ・我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。
- ・インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含む。)に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。
- ・全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見につ

	いては、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。
	【業務運営の効率化に関する事項等】(P.51、55~56、59~60 参照) ・運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。
	・業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の 効率化につなげること。
	・国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、 受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。
	・宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じること。
	・学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の 教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。 研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。
	・令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。
	・新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を利活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を 図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人 事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。以上について、人材確保・育成方針を策定すること。
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4	その他事項	
4	~ (/ )MJ = JH	

 監事等からの意見

 その他特記事項

- ※ 評定区分は以下のとおりとする。(平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、平成 29 年 4 月 1 日一部改定、以降「旧評価基準」とする)」p13)
  - S:中期目標管理法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
  - A:中期目標管理法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
  - B:全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
  - C:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
  - D:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

# 1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期目標	年度評	価				中期目価	標期間評	項目別 調書No.	備考欄	中期目標	年度評価					中期目標期間評価			備考
	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	見込 評価	期間実績評価				平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	見込評価	期間実績評価		欄
I. 国民に対して提供	するサー	・ビスその	他の業務	め 質の 阿	句上に関っ	する事項				Ⅱ. 業務運営の効率化に	に関する	事項							
1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	ВО	ВО	B〇 重	B〇 重	B〇 重	B〇 重	B〇重	<u>I-1</u>		1.業務運営の効率化に関する事項	В	В	В	В	В	В	В	<u>II – 1</u>	
2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成 3. 総合的な情報	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> 〇 重	<u>A</u> 〇 重	<u>A</u> 〇 重	<u>A</u> 〇 重	<u>A</u> ○重	<u>I - 2</u>											
収集・発信や広報の充実及び関係機	ВО	ВО	B〇 重	B〇 重	B〇 重	B〇 重	B○重	<u>1-3</u>		Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項									
の元美及の関係機関等との連携強化を通じた特別支援 教育に関する幅広い関係者の理解の 促進										1. 財務内容の改善に関する事項	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u> 重	<u>B</u> 重	<u>B</u> 重	<u>B</u> 重	<u>B</u> 重	<u>II - 2</u>	
4. インクルーシ ゴ独立 コニュザ	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>A</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> ○重	<u>I – 4</u>		IV. その他業務運営に関	<b>引する重要</b>	要事項							
ブ教育システム推 進センター設置に よるインクルーシ ブ教育システム構 築への寄与			重	重	重	重				1. その他業務運営に関する重要事項	В	В	В	В	В	В	В	<u>II – 3</u>	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 評定区分は以下のとおりとする。(旧評価基準 p11)
  - S:中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
  - A:中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期目標値の120%以上)。
  - B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満)。

- C:中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満)。
- D:中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ず ることを命ずる必要があると認めた場合)。
- なお、「Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ.財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ.その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。(旧評価基準p11)

S:-

- A:難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

# 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I-1	特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献								
関連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼 される学校づくり 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号						
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」:(1)国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推 進に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究 成果を教育現場に還元する等、重要な役割を果たす活動であるため。	ビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124						

2. 主要な経	2. 主要な経年データ													
①主要な	アウトプット	(アウトカム) 情報							②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に関	曷する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 28 年 度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年 度	令和2年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年度
研究課題の実施件数		_	10 件 (平成 28 年度値: 10 件)	10 件 (平成 28 年度値: 10 件)	10件 (平成28 年度値: 10件)	11 件 (令和元 年度計画 値:11 件)	8件 (令和2年 度計画 値:8件)		予算額(千円)	242, 447	231, 250	241, 638	248, 577	224, 833
研果育等活況	50%以上	_	30%	46.6%	70.5%	82. 9%	89. 4%		決算額(千円)	240, 352	232, 614	230, 409	213, 282	272, 033
研 動 部 ( ち で 上 の 割合)	100%	100%	100%	100%	100%	90. 9%	100%		経常費用(千円)	240, 613	232, 393	231, 641	212, 472	259, 964
									経常利益 (千円)	△4, 182	561	△2, 085	16, 495	△15, 552
									行政サービス実施 コスト (千円)	218, 093	226, 320	225, 767	_	
									行政コスト (千円)	_	_	_	298, 568	302, 042
									従事人員数	19	17	21	15	18

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<主要な業務実績>

中期	日/趰	中期計画	

(1) 国の政策課題等に対応した研 究の推進と研究成果の普及

主な評価指標等

# <主な定量的指標>

- ・国が政策立案・施策実施等のため に必要とする課題に関する調査研 究を毎年度10件程度実施する。
- ・教育現場における研究成果の活 用状況を毎年度調査し、半数以上の 現場で改善に活用される。

# <その他の指標>

・研究成果について、国へ提供する とともに、都道府県等教育委員会は もとより広く一般に公開したか。ま た、サマリー集やリーフレット等を 作成し、効果的な環元を行ったか。

<評価の視点> 特になし

# 法人の業務実績・自己評価 業務実績

① 「第4期中期目標期間における研究基本 計画」を策定し、それに基づき、基幹研究

並びに地域実践研究を推進している。

特に平成30年度からは新規研究課題に 対し、文部科学省特別支援教育課と事前 協議を行い、国の喫緊の課題に対応でき るよう柔軟に対応を行うよう努めてい

平成 28~令和 2 年度の間に研究成果報 告書 21 件、研究成果報告書サマリー集 5 件、調査報告書7件、ガイドブック3件、 研修パッケージ1件、リーフレット17件 を発行し、研究成果の効果的環元を行っ

- ② 第4期中期計画中の令和2年度までの 5年間、国の政策課題に対応した研究を中 心に基幹研究及び、地域実践研究を実施し ている。平成28~30年度は各年度とも合 計 10 課題 (基幹研究 6 課題、地域実践研 究4課題)、令和元年度は合計11課題(基 幹研究7課題、地域実践研究4課題)を実 施した。令和2年度は、合計8課題(基幹 研究6課題、地域実践研究2課題)を実施 している。
- ③ 每年度、都道府県·市区町村等教育委員 会、特別支援教育センター、教員養成大学、 各種学校長会や教育長会等の関係団体に 対して、研究ニーズ調査を実施するととも に、文部科学省特別支援教育課、特別支援 教育調査官を通じて喫緊の国の課題につ いての情報を得て研究計画を立案してい

研究成果については、文部科学省特別 支援教育課に提供するとともに、地域実 践研究フォーラム等を行い、都道府県等

<評定と根拠>

# 評定:B

第4期中期目標期間において、基 幹研究(横断的研究及び障害種別研 究)、地域実践研究を毎年度 10 件程 度、5年間で49件実施した。これら <今後の課題> の研究では、自治体や学校における れの研究成果を踏まえ、教育委員会 | 化して実施する必要がある。 や学校現場で活用しやすいガイド ブックやリーフレットを作成する・国の政策課題等に対応した研究の実 等、効果的な成果の還元に努めた。 また、研究所が主催するセミナー、 ム等においても普及に努め、広く一 般に公開した。

自己評価

外部の有識者による評価、研究成 ・多様な障害領域の研究者を配置して 果の活用度の結果も指標を達成し ており、外部評価においては、とり わけ、横断的研究に対する第4期中 期目標期間の5年間を通した評価 として、研究成果と教育実践を結合 させた総合的研究として優れてお り総じて、研究所全体として高いレ ベルで研究を行っていることが窺 えるとの評価を得ている。

所期の目標・指標を達成している 具体的な根拠は以下のとおりであ る。

### <根拠>

課題に対応した研究を中心に、基幹 研究及び、地域実践研究を実施し た。平成 28~30 年度は合計 10 課題 | <その他事項>

<評定に至った理由>

中期目標に定められた業務が概ね達成 されたと認められるため。

(見込評価)

В

評定

- 特別支援教育のナショナルセンター インクルーシブ教育システムの構 としての役割を踏まえ、インクルーシブ 築に向け、都道府県教育委員会や学 ▼教育システムの構築に関する研究など 校現場等のニーズも踏まえ、重要性 国の政策的課題や教育現場の課題等に の高い課題に国や関係機関と連携 対応した研究所でなければ実施できな しながら取り組むとともに、それぞ い実際的な調査・研究に更に精選・重点
- 施に関しては、引き続き文部科学省特別 支援教育課と事前協議を行い、国の喫緊 専門研修、各地で開催するフォーラ ┃ の課題に対応できるよう努めることが 求められる。
  - いる大学や、国の研究機関との組織的か つ継続的な連携体制を構築し、研究の多 様性の確保に努め、先端的な研究を推進 すること。また、研究者が創意工夫しな がら行う多様な研究について、適切に評 価を行い、さらなる研究力の向上につな げること。
- 研究成果の教育現場等での活用状況 について、平成28年度当初と比較する と、令和元年度は 50%以上上昇してお り、高く評価できる。他方、現場で活用 しやすい成果物の作成や効果的な活用 方法を分析するなど、量的のみならず質 研究基本計画に基づき、国の政策 的な面においても毎年度改善を図るこ とが重要である。

<評定に至った理由>

主務大臣による評価

評定

中期目標に定められた業務が概ね達成された と認められるため。

(期間実績評価)

В

- ・国が政策立案・施策実施等のために必要とす る課題に関する調査研究については、平成28 年以降毎年度、中期目標に定める毎年度 10 件 程度を実施し、5年間で49課題に対応した。 これら国の特別支援教育政策上重要性の高い 政策課題に対応した横断的な研究や、教育現 場等で求められている喫緊の課題に対応した 実際的研究、インクルーシブ教育システムの 構築に向けた課題を地域と協働して行う研究 等を質の高いレベルで行っており、それによ り、国の特別支援教育に関する政策立案・施策 推進に大きく寄与した。また、障害種別の特別 支援学校長会等と連携し、全国調査の実施や 継続した調査が実施されたことは、国の機関 として、関係機関と共に信頼性の高いデータ の蓄積に貢献しており評価できる。
- ・教育現場における研究成果の活用について は、平成28年度当初は30%だったものの、リ ーフレットやガイドブック等、教育現場で活 用しやすい成果物の作成など、研究成果の効 果的な還元方法を工夫した結果、平成30年度 以降は中期目標に定める50%を上回り、令和 2年度は89.4%と、中期目標の178.8%に達 したことは極めて顕著な成果である。我が国 の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教 育システムの構築に向けた特別支援教育を推 進するためには、質の高い水準の研究ととも に、教育現場への研究成果の普及が不可欠で あり、広く一般への特別支援教育の推進に寄 与したといえる。
- ・研究活動の外部評価については、令和元年度 を除き、平成28年度から令和2年度において、

教育委員会・特別支援教育センター・学校 等をはじめ、広く一般にも公開している ほか、特別支援教育専門研修での講義で も活用している。また、終了課題の研究成 果報告書のほか、サマリー集やリーフレ ット、指導資料等を作成している。

④ 全ての研究課題において外部の研究協 力者・研究協力機関が研究に参画するとと もに、令和元年度~2年度に実施している 知的障害に関する研究課題では、研究の一 部を大学に委託して、知的障害特別支援学 級担当者の授業づくりを支援する指導資 料の開発についての研究を推進している。 また、横断的研究及び地域実践研究につい ては、障害種を超えて柔軟な研究チームを 編成して研究を推進している。

なお、聴覚障害教育研究班が聴覚障害特 別支援学校長会と連携して特別支援学校 (聴覚障害) 全国調査を実施したり、病弱 隨害教育班が病弱教育特別支援学校長会 ┃ を対象とした研修講義で活用した ┃ により公開され活用されており、特別支 と連携して全国病類調査を実施したりす る等、障害種の研究班は、当該障害種の学 校長会と連携を密にして、特別支援学校の ニーズに合った研究を推進できるように している。

⑤ 終了した研究課題毎に、研究成果の活用 状況 (研修会等での活用実績や授業実践へ の活用実績等) について、都道府県教育委 支援教育センターに対してアンケート調 査を実施した結果、現場での改善に「活用 できた」割合が、平成28年度は30.4%、 平成29年度は46.6%であった。そのため、 特別支援教育センターや教育委員会等の 担当者に対する聞き取り調査を行って、そ ┃ いて、平成 30 年度以降は目標値を の原因を分析し、リーフレットやガイドブ ック等、現場で活用しやすい成果物の公 表、普及に努めた。その結果、平成30年 度の調査では、「活用できた」割合が 70.5 %、令和元年度の調査では82.9%、

(基幹研究6課題、地域実践研究4 課題)、令和元年度は合計 11 課題(基 幹研究7課題、地域実践研究4課 計8課題(基幹研究6課題、地域実 とともに普及ができている。 践研究2課題)を実施したことから 5年間で49課題であり、毎年度10 件程度とした中期目標を達成した。

研究成果については、全ての課題 で、研究成果報告書、研究成果報告 書サマリー集を作成し、文部科学省 に成果を提供するとともに、都道府 で、広く国民へ公開し、研究所セミ 評価する。 ナーや地域の指導的立場にある者 を行った。加えて、研究成果に基づ **している**。 いたリーフレット、ガイドブック を図っており、中期目標を達成し

り、中期計画の指標にある、終了し た研究課題について「研究成果の活 用状況を毎年度調査し、半数以上の ↓・即教育現場で役立てる短期的・実践的 達成した。

# <課題と対応>

研究成果の活用については、平成 することが重要である。 30 年度以降は定量的指標を達成す

有識者からは以下のような意見があっ

- 関係機関、団体との連携が年々強化さ 題)を実施した。令和2年度は、合 れ研究内容や体制が整い、成果をあげる
  - 研究成果を様々な形式で発信してい る点は評価できる。現在、特別支援教育 は通常の小中学校にまで情報を届ける 必要がある。今後も、発信の方法を工夫 して、情報を届けてほしい。
- 県、全国の市区町村教育委員会、特 □ 政法人国立特別支援教育総合研究所は、 別支援教育センター、各種学校長会 日本における特別支援教育研究の中核 等の関係機関へ送付した上で、研究 となる組織である。当研究所における 成果の普及に当たっては、全ての研 様々な研究は、国の施策課題に対応して 究成果物を研究所のホームページ おり、その役割を充分に果たしていると

特に、研究成果については、報告書等 りするなど、研究成果の効果的還元 接教育の推進と教育実践に大きく寄与

- する等、分かりやすい資料として発行さ れていることは大きく評価できる。特 82.9%、令和2年度は89.4%であ | 策研究所と並び本研究所の重要な役割 である。
- 現場で改善に活用される」ことにつ ↓ な研究と、先を見据えた方向性を示す長 期的な展望の研究と、両面の視点にたっ た研究が必要である。実践的な研究に目 がいきがちであるが、国の施策に基づい た方向性を示す研究も継続して大事に

全ての研究課題で5段階中4以上の評価であ る「A+」又は「A」の評価を受け、中期目標 で定めた目標を達成した。特に、「我が国にお けるインクルーシブ教育システムの構築に関 する総合的研究」は、5年間を通した研究によ って、我が国のインクルーシブ教育システム の構築に向けた取組の方向性を整理し、その 具体的な取組の方策を示すものとして「イン クル COMPASS」をまとめており、これにより各 学校や教育委員会が現状や課題を把握し、次 の取組につなげる手掛かりを得て、各地域に おいて主体的かつ具体的な取組を促すことが |・第4期中期目標期間において、独立行 | できることは極めて意義のある成果である。 これらは国の特別支援教育に関する政策立 案・施策推進に大きく寄与できるものである と評価でき、我が国唯一の特別支援教育のナ ショナルセンターとしての役目を大いに果た したといえる。

# <今後の課題>

- 各都道府県教育委員会や特別支援学校長会 等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行う ことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係 機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究 等、教育現場で活用しやすい成果物 →・国の施策推進を行う機関として、研究 → 資源などを引き続き共有することにより、よ り効率的かつ効果的に研究を推進すること。
- 特に、近年では、通常の学級における障害の に、特別支援教育として民間機関も様々 ある児童生徒に対する指導方法や必要な支援 研究成果の活用度については、平 d な発信をしている中で、指針となる研究 d 等について、特定の障害種に限らない課題が 員会、指定都市・中核市教育委員会、特別 ┃ 成 30 年度は 70.5%、令和元年度は ┃ 内容を発信していくことは、国立教育施 ┃ 多くなっていることから、障害種を超えた横 断的研究や、通常の学級における指導の充実 のため、通常の学級における障害のある児童 生徒を含めた学級全体への働き掛け等につい ての研究を引き続き進めること。
- 研究力の向上に向けた体制整備については、 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等 との連携を強化するとともに、先導的な実践 を行う様々な学校との連携を確保すること。 また、令和3年度に「科学技術・イノベーショ ン創出の活性化に関する法律」(平成20年法 令和2年度の調査では89.4%の結果を得 ┃る一方で、最も活用された成果物の ┃・今回の新型コロナウイルス感染症拡 ┃ 律第63 号。以下「科技イノベ活性化法」とい

た。

(2)評価システムの充実による研究 の質の向上

# <主な定量的指標>

・外部評価において、全ての研究に おいて高い評価(5段階評価で4以 上) を得る。

# <その他の指標>

・研究区分の特性に応じた評価シ ステムを構築し、アウトカムを重視 した評価の観点・項目の設定等を行 い、評価システムの改善を図る。ま た、PDCA サイクルを重視して評価シ ステムを運用する。

<評価の視点> 特になし

# <主要な業務実績>

① 内部評価及び外部評価として、研究の実 施期間中に行われる中間評価、研究終了時 に行われる最終評価を実施した。内部評価 については当研究所の評価委員会におい て、外部評価については、当研究所の運営 委員会の下に置く外部有識者で構成され る外部評価部会において行っている。

外部評価においては、平成 28~平成 30 年度に実施した全ての研究課題について、 中間及び終了時における評価について、5 段階評価で4以上(A+、A)の評価を得 た。令和元年度に実施した研究課題は、中 間評価対象の1課題が5段階評価の3 (B) であったことを除いて、5段階評価 で 4 以上 (A+、A) の評価を得た。 令和 2年度に実施した研究課題では、全ての研 究課題で、5段階評価で4以上(A+、A) の評価を得た。

② 評価の観点として、国の政策立案や施策 推進等への寄与、地方自治体の施策推進等 への寄与、学校現場での課題解決への寄与 の観点で該当する研究成果の活用可能性 を評価するなど、アウトカムを重視する評 価の観点を設定した。また、中間評価につ いては、研究の進捗状況を中心にした総合 評価とし、次年度の研究に向けた改善策や

活用度の数値が令和2年度におい 果を踏まえ、第5期中期目標期間に おいても、特別支援教育センター等 との一層の連携に努め、特別支援教 育センター等のニーズを踏まえて、 果の普及などによって、研究成果の 活用度の向上を図る。

### <根拠>

及び終了時に内部評価又は外部評 価を実施し、外部評価においては、 平成28年度から平成30年度におい て全ての研究課題で「A+」又は を除いて「A+」又は「A」の評価 を受けた。令和2年度においては、 全ての研究課題において「A+」又 は「A」の評価を受けた。中期計画 にある、全ての研究課題について、 階評価で4以上)を得ることについ て、概ね達成した。

計画にある、研究区分の特性に応 じ、アウトカムを重視した評価シス ては、評価結果について、速やかに 研究チームに伝えるなど、PDCA サイ クルを重視した運用を行い、研究活 動の質的向上につなげることで、中 期目標を達成した。

大防止のための臨時休業を受け、オンラ ても 60%台に留まった。これらの結 | イン授業等、ICT の活用が課題となった。 GIGAスクール構想により、今後、家 庭の ICT 環境が整う中、学校での ICT 活 用だけではなく、家庭や病院等、学校以 外の場によるオンラインを活用した指 活用度の向上の実現のために、特別 導の在り方が問われる。障害のある児童 支援教育センター等に対して研究 生徒の有効的な活用方法や影響面等、通 成果物に関するオンライン等を活 | 常の学級で行われているオンライン授 用した情報発信を行う。また、同セ **| 業とは異なる課題について、研究として** ンター等主催の研修会での研究成 取り組まなければならない状況と考え る。

- ・インクルーシブ教育システムの構築 についても、率先して研究が積み上げら れてきており、この4年間でかなり定着 研究課題については、毎年度中間 してきた。インクルーシブ教育システム を土台におきながら、次の時期には、新 たな課題も視野に入れていくことが必 要と思われる。
- 「A」の評価を受けた。令和元年度 ・評価の観点として、国の政策立案や施 においては中間評価対象の1課題 | 策推進等への寄与とあるが、政策立案へ の寄与と施策推進への寄与をどのよう に分けて評価をしているのか明確にす ることが必要である。
- ・研究課題については、<課題と対応> 外部評価において、高い評価(5段 の自己評価にも認められるように、成果 物の活用の数値について改善の余地が ある。そのことは、学校現場が求める特 別支援教育の内容と、当研究所における 研究課題の評価については、中期 研究成果との乖離がないか、検討を要す
- テムを構築し、自己評価の充実も図・特別支援教育のさまざまな研究成果 った。評価システムの運用に当たっ | を、研究的な立場のみではなく、研究成 果を具体化し具現化する学校現場にも 提供し、地域と共に成果を生かしている ことは、評価できる。

- う。) 上の研究開発法人となったことから、多 様な障害領域の研究者を配置している大学や 国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体 制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端 的な研究を推進すること。
- ・研究成果については、特別支援教育に関する 国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国 に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道 府県等教育委員会・特別支援教育センター・学 校等に提供したりするとともに、広く一般に も公開するなど、研究成果等の普及及び特別 支援教育に関する理解啓発を引き続き図るこ と。また、研究所で実施する研修事業にも研究 結果を反映させ、研修内容の見直しを図ると ともに、より一層の充実を図ること。

# <その他事項>

(有識者からの意見)

- 第4期中期目標期間において、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所は、日本におけ る特別支援教育研究の中核・センターとなる べき組織として、その活動が推進され、確保さ れるための実践が求められているが、そのた めの一定の実績が示されている。たとえば、研 究成果については、全ての課題で、研究成果報 告書、研究成果報告書サマリー集を作成し、文 部科学省、都道府県、全国の市区町村教育委員 会、特別支援教育センター、各種学校長会等の 関係機関へ提出・送付している。また、全ての 研究成果物を研究所のホームージで、広く国 民へ公開し、セミナーや研修講義での活用な ど、研究成果の還元を行っている。令和 2 年 度は、ホームページの改善、LINE の活用など、 ICT を生かした情報発信に取り組んだ点を評 価する。
- 研究成果の教育現場等での活用状況は、平成 28 年度当初と比較すると、令和元年度は50% 以上の上昇であり、大変評価できる。今後も、 現場で活用しやすいリーフレットやガイドブ ックにする等、分かりやすい資料を作成しつ つ、オンラインでの資料提供など、効果的な活

	─ 研究活動の充実につながる方策について
	の意見を求める項目を追加するなど、評価
	の観点・項目の改善を行った。地域実践研
	究については、これらに加えて指定地域で
	の課題解決の見込みについて項目を設け
	て評価を求めるなど、研究区分の特性に応
	じた評価を行った。

評価結果については、研究の改善・充実策を 含めて速やかに研究チームに伝達し、PDCA サイクルを重視した評価システムの運用 を行った。

# <課題と対応>

# 用の工夫を期待する。

- ・これまでに発信されてきた多くの研究による成果物について、特別支援教育の基盤となる情報、最新の知見(またはその更新)、専門性の高い内容、等整理され、また今後の発行の見通し(シリーズものなど)もある程度分かれば、より活用しやすいのではないかと考える。
- ・増加の一途の一方で課題が山積する特別支援学級の、インクルーシブ教育システムの中での在り方、小学校高学年の教科担任制の導入や、授業配分の柔軟化、と特別支援学級への影響や対応について、今後の研究を望む。
- ・このコロナ禍を経験し、情報発信の在り方や 研修方法については、ICTの活用とともに、 大きく変化していくことが予想される。今後、 研究成果を各自治体、あるいは直接学校へ伝 達していく方法や考え方を変え、今以上の大 多数にアクセスしていく必要がある。

# 4. その他参考情報

令和元年度において予算額と決算額の差が 10%以上であるが、当初の計画に比べ効率的に執行したことが大きな要因である。 令和2年度において予算額と決算額の差が 10%以上であるが、研究活動に従事する人員の増に伴い、人件費が増えたことが大きな要因である。

# 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1.当事務及び事業に関する基本情報								
I-2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与す	る指導者の養成							
関連する政策・施策	政策目標2確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第2号						
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」:(2)各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。		令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124						

2. 主要な経年データ	•												
①主要なアウトプ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報					②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)				
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和2年 度
研修受講者の研 修修了後におけ る指導的役割の 実現状況	80%以上	_	100%	100%	94. 4%	97. 2%	97. 2%	予算額(千円)	247, 370	285, 147	215, 297	177, 619	225, 831
研修受講者が事 前に設定した自 己目標の研修修 了直後における 実現状況	80%以上	-	96. 4%	96. 4%	93. 3%	94. 4%	-	決算額(千円)	202, 561	235, 631	192, 395	260, 306	334, 513
講義配信の受講 登録数	中期目標期 間終了まで に、4,000 人以上	-	1,877 人 (平成 28 年 度計画値: 800 人以上)	2,722 人 (平成 29 年度計画 値:2,400 人以上)	3,876人 (平成 30年度 計画値: 3,500人 以上)	5,916 人 (令和元 年度計画 値: 4,000 人 以上)	7,174 人 (令和 2 年度計画 値:5,000 人以上)	経常費用(千円)	202, 404	253, 947	210, 682	233, 268	285, 416
免許法認定通信 教育及び免許法 認定講習による 単位取得者数	中期目標期 間終了まで に、3,000 人以上	-	551 人 (平成 28 年 度計画値: 300 人以上)	1,470 人 (平成29 年度計画 値:700 人以上)	1,574人 (平成 30年度 計画値: 1,000人 以上)	1,323人 (令和元 年度計画 値: 1,000人 以上)	1,321 人 (令和 2 年度計画 値:1,000 人以上)	経常利益(千円)	△ 16, 173	△13, 800	△13, 644	141	19, 522

	累計 551 人	累計 2,021人	累計 3,595人	累計 4,918人	累計 6,239 人	行政サービス実施 コスト (千円)	194, 259	253, 947	210, 682		_
						行政コスト(千円)	_	_	_	308, 846	322, 791
						従事人員数	13	15	12	13	15

# 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

由加	由期計画

(1)国の政策課題や教育現場のニー ズ等に対応できる指導者の専門性 の向上

主な評価指標等

# <主な定量的指標>

- ・研修受講者の研修修了後におけ る指導的役割の実現状況について 80%以上
- 研修受講者が事前に設定した自 己目標の研修修了直後における実 現状況について80%以上

# <その他の指標>

・研究所の研修に求められるニー ズや社会情勢の変化等を的確に反 映させる。また、研究成果等の最新 の知見等をカリキュラムに取り入 れるとともに、講義のほか、演習・ 研究協議等の演習形式を多く取り 入れる等プログラムの工夫を行っ たか。

# <評価の視点> 特になし

業務実績 <主要な業務実績>

① 当研究所の研修は、第4期中期計画に沿 って、研修の背景・必要性、研修実施の基本 方針や実施体制等を明らかにした「研修指 針 を策定し、それに基づいて実施している。

# イ 特別支援教育専門研修について

インクルーシブ教育システムの充実に向 **□** 当初予定していなかった「高等学校にお け、各都道府県等の障害種ごとの教育の中 ける通級による指導に関わる指導者研 核となる教職員を対象に、専門性の向上や「究協議会」を実施し、また学習指導要領 指導力の一層の向上を図り、今後の各都道 │ 改訂に合わせた研修内容の充実、インタ 府県等における指導者としての資質を高め る研修を実施した。令和元年度まで毎年度、 | 的・計画的な整備を図り、講義コンテン | の見直し及び充実・改善を図った点が評 募集人員に対し、100%を超える参加率とな っている。令和2年度においては、新型コロ | 便性を考慮したシステムの改善を行っ ナウイルス感染症感染予防の観点から、各 期開催の特別支援教育専門研修は開催中止 とし、受講予定者に研究所ホームページに 設定した特設ページから講義動画の配信や 研修用資料の提供、関連情報の紹介等によ る代替措置を講じ対応した。

ロ インクルーシブ教育システムの充実に関 わる指導者研究協議会等について

特別支援教育政策上の課題や教育現場等 の喫緊の課題等に柔軟に対応し、第4期期 間中は以下の研究協議会等を実施した。

- · 就学相談 · 支援指導者研究協議会 (平成28年度)
- 発達障害教育指導者研究協議会 (平成 28 年度)
- ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 (平成28年度~令和2年度)
- 導者研究協議会(平成28年度~令和2年度)
- ・高等学校における通級による指導に関す

# 研修会(平成28年度)

・高等学校における通級による指導に関わ

<評定と根拠>

# 評定:A

法人の業務実績・自己評価

第4期中期目標・中期計画期間におけ る研修事業は、研究所の研修に求められ るニーズや社会情勢の変化等を的確に 反映させて実施してきた。研究協議会に I・インターネットによる講義配信につ ついては、国の政策動向を踏まえ、年度 | いては、幅広い広報活動を行っており、 ーネットを活用した講義配信では、体系 │ 通じたニーズの把握を踏まえ、研修内容 ツの更新や新規作成を行うとともに、利 価できる。 た。加えて、免許法認定通信教育につい <今後の課題> ては今期に開始した取組であり、教員の 特別支援学校教諭免許状取得率向上に 標期間中、全ての項目において目標を達 寄与した。今期最終年度には、新型コロ ナウイルスの影響で各研修の実施方法 の見直し等を行ったが、指導者の専門性 | 数 | については、人数が伸び悩んでいる の向上及び教員の資質向上支援の取組 について、その進捗を止めることなく、 高いレベルで遂行することができた。

自己評価

所期の目標・指標を上回る成果を得て いると考える具体的な根拠は以下のと おりである。

# <根拠>

研修修了1年後を目涂に、前年度特 別支援教育専門研修受講者、受講者の 所属

長及び受講者の任命権者である教育委 | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止 ・特別支援教育における ICT 活用に関わる指 員会等に対して、事後アンケート調査を 実施し指導的役割を実現していると思 われるか否かについて尋ねた結果、毎年 現していると評価されている。

また、各研究協議会受講者、受講者の

<評定に至った理由>

Α

評定

以下に示すとおり、中期目標に定められ た以上の業務の達成が認められるため。

(見込評価)

- 結果として、講義配信の受講登録数は平 成28年と比べると3倍以上に増えてい る点が評価できる。
- ・社会情勢の変化やアンケート調査を

- ・定量的目標については、第4期中期目 成できているが、「免許法認定通信教育 及び免許法認定講習による単位取得者 ため、受講者の利便性を考慮するととも に、運営側の業務効率化を図りつつ、引 き続き推進していく必要がある。
- ・研修の開催に当たっては、各都道府県 で派遣度合いの差が生じないよう、派遣 の希望がない都道府県には聞き取りを 行うなどして、特別支援教育政策や教育 実践等の推進に寄与する指導者の全国 的な養成を期待する。
- 対策のため、近年ますます ICT を用いた 教育に関する研究の充実が求められて いるところ、特別支援教育におけるオン 度、90%以上の受講者が指導的役割を実 | ライン教育の有効性に関する研究の実

<評定に至った理由>

Α

主務大臣による評価

評定

以下に示すとおり、中期目標に定められ た以上の業務が達成されたため。

(期間実績評価)

- ・受講者の研修修了後における指導的役 割の実現状況については、中期目標に定 める80%以上という目標に対し、5年間 のうち平成30年度を除いて120%以上の 成果であり、平成30年度においても 118%の成果であることから、中期目標に 定められた以上の達成が認められる。我 が国におけるインクルーシブ教育システ ム構築に向けては、各都道府県から派遣 された特別支援教育専門研修の受講者が 指導的役割を発揮し、研修成果を各地域 に還元・普及させることが重要であり、 本結果は国の政策課題や教育現場のニー ズ等に対応できる指導者の専門性の向上 に寄与していると評価できる。
- 研修受講者が事前に設定した自己目標 の研修修了直後における実現状況につい ては、新型コロナウイルス感染拡大防止 のため令和2年度の未実施分を除き、平 成28年度以降毎年度、中期目標に定める 80%以上という目標値を達成しており、 4年間のうち2年間は120%以上達成し ており、残りの2年間についても 116.6%、118%と高い成果であった。
- ・研修内容については、研究成果等の最 新の知見をカリキュラムに取り入れた り、時代の動向に即した課題を盛り込む など、各障害種の指導的立場に立つ教員 の養成に寄与している。
- 施やオンラインを活用した参加型研修 ・講義配信の受講登録数については、中 の実施、ICT活用における指導者の育成 | 期目標に定める、中期目標期間終了時ま

る指導者研究協議会(平成29年度~令和2 年度)

- ・発達障害教育実践セミナー (平成 29 年度 ~令和2年度)
- 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会(平成 28年度~令和2年度)
- ・特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導 者協議会(平成29年度~令和2年度)

なお、令和2年度の「インクルーシブ教育 システムの充実に関わる指導者研究協議会」 「発達障害教育実践セミナー」「特別支援学 校寄宿舎指導実践協議会」「特別支援学校 「体育・スポーツ」実践指導者協議会」につ ┃ 社会情勢の変化等を的確に研修に反映 ┃ 発表という形で、全体への普及が進みつ いては、当初集合型で実施を予定していた が、新型コロナウイルス感染症感染予防の観 点から、オンライン(開催当日のオンライン 配信、及び講義動画等のオンデマンド配信) により実施した。

- ② 特別支援教育専門研修及び各研究協議会 においては、各都道府県教育委員会のニーズ 調査並びに受講者に対する修了直後のアン ケート等を踏まえ、研修を担当した職員によ る検討会を実施し、次期の研修に反映させて いる。
- ③ 研修内容・方法等の改善・充実と研修受講 後の受講者の各地域等での指導的役割の実 現状況の把握を目的に、研修修了1年後を目 途に、前年度特別支援教育専門研修受講者、 受講者の所属長及び受講者の任命権者であ る教育委員会等に対して、事後アンケート調 香を実施した。

研修受講者が各地域で行う研修や研究会 等の企画・立案、講師としての参画など、指 導的役割を実現していると思われるか否か について尋ねた結果、毎年度、90%以上の受 講者が指導的役割を実現していると評価さ れている。

特別支援教育専門研修と同様に、前年度 実施の各研究協議会受講者、受講者の所属 長及び受講者の任命権者である教育委員会 等に対して、研修修了1年後を目途に、事 所属長及び受講者の任命権者である教 | 等の検討を進める必要がある。 育委員会等に対して、同様に研修修了1 年後を目涂に、事後アンケート調査を実 <その他事項> 施した結果、毎年度90%以上の受講者が 指導的役割を実現していると評価され ている。

特別支援教育専門研修のどのコース においても令和元年度まで毎年度 90% 以上受講者が、事前に設定した研修の自 己目標を達成できたとしている。

させることについては、第4期期間中に は以下のような対応を行った。

- 就学相談・支援指導者研究協議会は、 実が図られてきていると判断し、国レ ベルでの本研修は、平成28年度までと した。
- 導」の制度化に向けた動向を踏まえ、 等学校における通級による指導に関 する研修会」を文部科学省との共催に い。 より2回実施した。
- もに、発達障害教育指導者協議会につ | 設定はどうか。 いては、より幅広くセミナー形式とす るなどの見直しを図った。
- に「特別支援学校「体育・スポーツ」

有識者からは以下のような意見があっ

- ・既に中期目標の達成が認められる。引 き続き都道府県等教育委員会と連携し、 ニーズに応じた指導者養成を期待する。
- ・高等学校における「通級による指導」 については、本研修を受講した担当者の 研究所の研修に求められるニーズや 実践が少しずつ積み上がっており、実践 つある。
- ・特別支援教育は、対象となる児童生徒 就学制度改正に伴い、平成25年度よ それぞれの障害に応じた教育を行うた り、その趣旨の普及と指導者の養成を め、さまざまな支援を要する児童生徒を 目的として実施してきた。過去4年間 対象にした教育を行うことが求められ、 の各都道府県における取組(管轄内で ┃ 研修内容を多数用意しているが、全ての の体制整備や研修の実施)の定着・充 □ コースにおいて受講者の研修目標の達 成率が高いことは評価できる。
- ・未だ、各都道府県のみの力だけでは、 ・ 平成28年度には、国の政策課題であ 特別支援教育を担当する教師の指導者 る高等学校における「通級による指 ┃を養成していくことは難しい状況にあ るため、研修内容を時代にあった内容に 年度計画では予定していなかった「高 | リニューアルしつつ、指導的役割を担っ ていく人材の育成を図っていただきた
- ・ 平成29年度研修事業計画の立案に当 ・新規コンテンツを含め、コンテンツ数 | 現場等の喫緊の課題に対応し、高等学しているが登録者の目標は、インクルー 校における通級による指導に関する | シブ教育システム構築を目指す現状で | 研修を研究協議会に位置付けるとと は、全国の小中高等学校数に見合う目標
- ・都道府県の教育センター等での活用 ・ このほか、全国特別支援学校長会と を考えると、演習での活用を想定した事 の連携により、「特別支援学校寄宿舎 | 例検討用のコンテンツやグループワー 指導実践協議会」(1日)、また、新た クなど、講義型以外の活動型コンテンツ もあると良い。

でに 4,000 人以上という目標値を令和元 年度時点で上回り、令和2年度には対中 期目標値 179.3%と 7.000 人を超える結 果となった。また、講義配信においては、 利用者に対して実施したアンケート結果 を踏まえ、タブレット端末・スマートフ オンでも視聴可能としたことによって、 職場・自宅・通勤時など場所を問わず視 聴できるようにしたり、複数の講義プロ グラムを組み合わせた「研修プログラム」 を提供するとともに、令和2年度からは 新たなシステムを導入し、団体登録機能 を追加するなど、利用者の利便性を大幅 に改善した。

免許法認定通信教育及び免許法認定講 習による単位取得者数については、中期 目標に定める、中期目標期間終了時まで に3,000人以上という目標値を平成30年 度時点で上回り、最終年度の令和2年度 には計6.239人と大きく上回り、対中期 目標値200%を達成する結果となった。

# <今後の課題>

- ・研修企画段階においては、新型コロナ ウイルス感染症での課題や教育現場にお ける現状を踏まえつつ、これまでの研修 の実施状況やアンケート結果から導き出 された課題や改善が必要な事項等を整理 するとともに、国や地方自治体、教職員 支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ 特別支援学校等の関係機関と協議・連携 たっては、特別支援教育政策上や教育 | も内容も充実してきた。中期目標も達成 | の上、研究所の研修に求められるニーズ を的確に把握し、ICT環境の整備の推 進等、社会情勢の変化等を研修内容に反 映させること。
  - ポストコロナ社会におけるICTの活 用や一層のオンライン研修の充実を図る とともに、「集合・宿泊型研修等とオンラ イン研修とのベストミックス」の在り方 についての検討を早急に進め、「フィール ドを有する実践研究と架橋した研修」と

後アンケート調査を実施した。特別支援教 育専門研修同様、毎年度90%以上の受講者 が指導的役割を実現していると評価されて

また、特別支援教育専門研修の各期共通 カリキュラムとして、平成28年度から設定 した講義・演習『研修の企画、運営の方法』 において、受講者自身に「この研修で目指す もの、私の目標」を設定・回答させることと している。この自己目標の達成状況につい ては、研修の修了直後アンケートに項目を 設定し、どの程度達成できたかを把握する こととしている。どのコースにおいても令 和元年度まで毎年度、90%以上の受講者が、 事前に設定した研修の自己目標を達成でき たとしている。

なお、令和2年度については、新型コロナ ウイルス感染症感染予防の観点から、特別 支援教育専門研修の実施を中止したため、 自己目標の設定を行っていない。

実践指導者協議会 | (1日)を当研究所 催での実施となった。

者の支援に当たる人材が身に付ける┃加型の研修等の工夫が必要である。 べき専門性を整理し、各地方自治体に してきたところではあるが、上記「ト 害教育実践セミナーでは、国と各都道 T、今後も検討してほしい。 府県教育委員会の役割を明確にし、発 達障害に関する専門的知識を深め、研 究協議等を通して、各地域における発 達障害教育の実践的な指導力の向上 を図ることを目的とし、受講対象者 は、教育委員会及び教育センター等の 研修担当の指導主事等として実施し た。

研究成果等の最新の知見等をカリキ ュラムに取り入れることや、演習形式を 取り入れる等プログラムの工夫につい ては、以下の通り改善を図ってきてい

- ・ 研修の質的向上の取組として、見や すく分かりやすい資料の作成例の提 案や、シラバスに沿った講義となるよ う担当講師への要請等を行った。
- 特別支援教育政策上や教育現場等の 喫緊の課題に対応し、平成 30 年度制 度開始となった高等学校における通 級による指導について、より実践的な 内容となるようカリキュラムの見直

において開催した。「特別支援学校「体 ・この4年間で、ホームページの充実や 育・スポーツ」実践指導者協議会」に │ 講義配信等、全国からアクセスできる方 ついては、より実践的な内容の充実を | 法への取組が進み、より多くの関係者が | 図るために、平成30年度より2日間開 | 研究所の研究内容を参考にするように | なったものの、現状は更なる ICT 化が進 ・ 平成29年度には、家庭と教育と福祉 みつつあり、時代にあった形の研修や研 ロジェクト」が立ち上がり、発達障害 更なる充実や、オンラインを活用した参

おいて指導的立場となる者に対する・特別支援学級や通級による指導の担 研修の在り方などを検討することが ■ 当教師の特別支援学校教諭免許保有率 求められた。発達障害教育実践セミナ は相変わらず低く、講習を受ける機会の 一では、受講者を増やし、幅広く実施 │ 確保が難しい現職の教師にとって、免許 法認定通信教育及び免許法認定講習に ライアングルプロジェクト」を受け、 よる単位取得については、今後も期待が その内容及び対象者を令和元年度か 寄せられるところである。増加している ら刷新した。令和元年度からの発達障 ▼特別支援学級の担当者への支援につい

いう研究所の強みを生かした研修体系を 構築すること。

- ・各都道府県等におけるインクルーシブ 教育システムの構築に向けた幅広い教員 の資質向上のため、多様な学びの場に対 応した講義配信コンテンツの計画的な整 備を引き続き図り、インターネットによ り学校教育関係者等へ配信すること。
- 特別支援学校教諭免許状取得率向上の ための免許法認定通信教育及び免許法認 定講習を実施するとともに、大学等が開 設する講習への協力、受講者が受講しや すくなる環境・方策及び科目・単位の拡 充の可能性について検討すること。

# <その他事項>

(有識者からの意見)

- ・今後は、教育委員会を対象とした研修 効果の事後アンケートだけでなく、教員 の研修機会参加の利便性、学習成果の授 業への反映度、児童生徒の理解度の向上 等の視点が含まれた多元的尺度による検 証についても期待する。
- 講義コンテンツについて拡充するとと もに、平成28年度より、「個人登録」を 可能にして随所で受講できるようにした ことに加えて、令和2年度に「新システ ム」を導入し「団体登録」を可能とする ことによって、教委・学校単位での独自 プログラムの編成を可能にしたことは、 地域の実情に応じた、柔軟な研修機会の 充実に向けた支援となる点を評価した い。引き続き、利用者視点に立った取組 を期待する。
- 特別支援教育におけるオンライン教育 の有効性に関する研究、オンラインによ る参加型研修、ICT 活用における指導者 育成等について進めて頂きたい。

(2) 各都道府県等が実施する教員の 資質向上に関わる支援

<主要な業務実績>

になっている。

・ 講義コンテンツの体系的・計画的な整備

取組を支援するため、インターネットによ

在、144本のコンテンツを公開)

る講義配信を行っている。(令和2年度末現

配信する講義コンテンツについて体系

からは、高等学校・幼稚園教員向けのコンテ

# <主な定量的指標>

- ・講義配信の受講登録数4,000人以
- 免許法認定通信教育及び免許法 認定講習による単位取得者数 3,000 人以上

# <その他の指標>

講義コンテンツについて体系的・ 計画的な整備を図るとともに最新 の情報を提供できるよう更新を行 う。また、利用者のアンケート調査 等を基に内容及び運用の改善を図 ったか

しを図った。

- 今後開催されるオリンピック・パラ リンピックに向けて、障害者スポーツ 等に関わる講義・演習を、また、入管 法の改正等から増加している外国人 児童生徒等の教育に関わる講義を専 門研修に取り入れた。発達障害教育実 践セミナーでは、喫緊の課題である通 級による指導担当者の実践的指導力 の向上を目指し、より具体的な内容と するなどの見直しを図った。
- ・ 全ての研修において、最新の研究成 果や動向を講義に取り入れるととも に、新学習指導要領に対応した内容と なるよう見直した。

# <課題と対応>

特別支援教育のナショナルセンター として、各都道府県等における指導者養 成に一定の役割を果たしており、今後 も、引き続き、特別支援教育専門研修及 び各研究協議会等を実施し、各障害種の 指導的立場に立つ教員の養成や政策課 題に対応していく。

インターネットによる講義配信につ いて幅広く広報を行い、登録者数は、令 和2年度末現在で7,174名となり、中期 都道府県等において、障害のある児童生 ┃ 目標における指標である4,000人以上の 徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る | 登録者数を大きく上回って達成した。

免許法認定通信教育及び免許法認定 講習による単位取得者数は、令和2年度 講義配信サイトや講義コンテンツは、特 │ 末までに、延べ6,239名であり、中期計画 にアクセシビリティーに配慮している。例 ┃ の計画値の「免許法認定通信教育及び免 えば、内容を音声のみで理解できるよう説 ┃ 許法認定講習による単位取得者数を中 明を補足したり、動画/音声やスライド、テ │ 期目標期間終了までに、3,000人以上を キストデータを同期させ、視聴できるよう | 確保 | を大きく上回って達成している。

利用者のアンケート調査を基に、第4 的・計画的な整備を図っており、平成29年度 ┃ 期期間中においては、以下のような利用 環境の改善を図った。

# <根拠>

- ・高等学校における「通級による指導」 についてはまだニーズは高いと考えら れ、継続した取組が望まれる。
- ・指導者養成のためのカリキュラムは、 各自治体で作成されてはいるものの、特 別支援教育の担当者の増加により、研修 が追い付いていない地域もあり、具体的 なカリキュラムを示し、各自治体で指導 者養成を進めていただきたい。
- ・知的障害特別支援学級の実践に資する 研修プログラム等が提供されていること は有用であり、こういったプログラムや 研究成果物がシリーズものとして、順に 発行されると自治体での研修等でも計画 的、体系的に活用できると思われる。

<評価の視点> 特になし ンツ等の充実や学習指導要領改訂への対応 ① パソコンに加え、タブレット端末・ 等を図った。 スマートフォンでもインターネット

また、平成30年度より3年間の計画で、 「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプログラムの 作成を行っており、令和2年度末までに、11 のコンテンツを公開した。

- ・ 利用者アンケート調査等を基にした改善利用者アンケート調査や講義配信を活用して研修を実施している教育委員会・学校・発達支援センターを抽出した実地調査等を基に、パソコンに加え、タブレット端末やスマートフォンでも講義配信を利用できるようにする等の利用環境の改善を図った。
- ロ 広報活動の実施による登録者数の増加 インターネットによる講義配信のリーフ レットを、全国特別支援学校長会をはじめ とする各種学校長会や研究所セミナー等で 配布するとともに各都道府県及び市区町村 の教育委員会(約1,780)に対してもリーフ レットを郵送するなどし、幅広く広報を行った。

登録者数は、令和2年度末現在で7,174名 となり、中期目標の4,000人以上の登録者数 を達成した。

(2)

- ・ インターネットによる免許法認定通信教 育の実施
- 1) 概要

特別支援教育に携わる教員の免許状取得率向上を支援するため、特別支援学校教諭一種又は二種免許状の取得に必要な単位をインターネットを活用して取得できる免許法認定通信教育を平成28年度より実施している。

実施に当たっては、受講者の利便性を考慮し、パソコン・タブレット端末・スマートフォンを利用して、履修期間中は24時間、職場・自宅・通勤時など様々な場所で講義コン

- ① パソコンに加え、タブレット端末・スマートフォンでもインターネットによる講義配信を利用できるようにした。これにより、職場・自宅・通勤時など様々な場所で講義コンテンツを視聴できるようになった。
- ② キーワードによるコンテンツの検索に加え、指導・支援の場に対応したコンテンツの絞り込みを行えるようにした。
- ③ 複数の講義コンテンツを組み合わせた「研修プログラム」を編成・提供し、利用者の利便性を考慮した。令和2年度末で10本の研修プログラムを提供している。

(研修プログラム例)

- ・インクルーシブ教育システムについて 学ぶ
- ・特別支援教育コーディネーターになっ たら
- ・特別支援学級(知的障害)の担任になったら 等
- ④ 平成28年度より、職場・自宅・通勤 時など様々な場所で講義コンテンツを 視聴できるようにするため、これまで の教育センター、学校等の機関単位で の受講であったものを、個人でも登録 できる制度に改善した。
- ⑤ 令和2年度から、インターネットによる講義配信の充実を図るため、新たなシステムを導入した。新講義配信システムにおいては、教育委員会が講義配信コンテンツを活用して目的に応じた独自のプログラムを作成したり、学校が校内研修に活用したりできるよう団体登録機能を追加するなど、教育委員会・学校がより活用しやすくなるよう機能の充実を図った。

また、以下の通り講義配信コンテンツの動画ファイル等の提供を行った。

・ 教育委員会や学校からのインターネット接続については、自治体によって

テンツを視聴できるようにしている。また、 各講義コンテンツの視聴終了後にオンライ ンによる理解度チェックテストを実施し、 受講者自身で理解状況を確認できるように している。

# 2) 開設科目

視覚障害教育、聴覚障害教育の免許取得 のために不可欠であり、都道府県教育委員 会や大学で開設が困難な以下の4科目を、 各年度、前期後期2科目ずつ開講している。 「視覚障害児の心理、生理及び病理(1単 位)|

「聴覚障害児の心理、生理及び病理(1単 位)|

「視覚障害児の教育課程及び指導法(1単 位)|

「聴覚障害児の教育課程及び指導法 (1単 位)|

# 3) 実績

いては、令和2年度末までに、延べ5,235名 │ 教育的ニーズのある児童生徒への対応 に、単位を授与し、中期計画の計画値の「免 を強化し、更なるコンテンツの充実を図 許法認定通信教育及び免許法認定講習によ ることや教育委員会・学校における研修 る単位取得者数を中期目標期間終了までに、

4) 受講者の利便性を考慮した運営の工夫

受講者の利便性向上のため、試験実施会場 | 育領域における特別支援学校教諭免許 を原則県庁所在地に設定するとともに、障害 ┃ 状の取得率の向上に一定の効果を上げ のある者への配慮について、本人からの聞き | ているが、全国的な取得率は未だ十分と 取りを基に措置した。また、受講者からの質 │ は言えず、引き続き、実施していく。 問や要望を基に、「よくある質問」の拡充や 理解度チェックテストを配信講義とは別に 視聴できるようにするなどの改善を図った。

また、新型コロナウイルス感染症感染予 防の観点から、受験者が存在する全都道府 県に試験会場を設置し、県外への移動をな くすよう配慮した。また試験会場において も受験者間に一定距離を置く、入場前の検 温、適切な換気、アルコールによる消毒など を実施した。

「視覚障害のある者への配慮の例」

拡大問題の提供

は外部との接続を制限している場合 があることから、教育委員会から申し 出があった場合には、自治体内のクロ ーズドなネットワークでの活用を行 えるよう、ファイル等を提供する取組 を行った(令和2年度新システム導入 前まで)。

利便性向上の取組として、特別支援 学校の学習指導要領が改訂されたこ とを踏まえ、独立行政法人教職員支援 機構が動画配信している「校内研修シ リーズ (新学習指導要領編) | へのリン クを貼り、講義配信利用者の便宜を図 った。

# <課題と対応>

幅広い教員の資質向上支援に関して は、これまでインターネットを通じた講 義配信を行い、利用者が増加してきてい 受講者数、合格者数(単位取得者数)につ るが、今後、通常の学級における特別な での活用を推進していく。

3,000人以上を確保」については、達成した。 | また、免許法認定通信教育については、 これまで視覚障害教育領域・聴覚障害教

・問題用紙へのチェックによる解答(原則は
マークシートへの記入)
・ルーペの持参及び使用 等
[聴覚障害のある者への配慮の例]
・試験室内の前列、通路側に座席を設ける
・注意事項等の説明をメモにより伝達等
・ 特別支援教育専門研修における免許法認
定講習及び免許状更新講習
特別支援教育専門研修においては、教育
職員免許法施行規則に基づく免許法認定講
習を併せて開設し、特別支援学校教諭の一
種又は二種免許状の取得に必要な単位の認
定を行うとともに、受講を希望するものに
対し、免許状更新講習を実施した。
免許法認定通信教育及び免許法認定講習によ
る単位取得者は、中期目標で3,000名を指標と
しているが、中期目標期間終了時の令和2年度
末時点において 6.239 名が取得しており、中期

# 4. その他参考情報

平成 28 年度において予算額と決算額の差が 10%以上であるが、講義配信システムの機能強化・映像コンテンツの見直しにより、これらを翌年度に行うことにしたことが大きな要因である。 平成 29 年度において予算額と決算額の差が 10%以上であるが、免許法認定通信教育において機能強化等を翌年度に行うことにしたことが大きな要因である。

平成30年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、これは、講義配信システムの機能強化等の検討に時間を要し、令和元年度に同システムの改修を行うこととしたことが大きな要因である。令和元年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、これは講義配信システムの機能強化等の改修を行ったことが大きな要因である。

令和2年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、当初予定していなかった事業への支出があったこと及び当初の計画に比べ費用が増加したことが大きな要因である。

目標の指標を達成した。

# 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	. 当事務及び事業に関する基本情報									
I-3	総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を	総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進								
関連する政策・施策	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 2 号									
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」:(1)戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であるため。 重要度「高」:(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。		令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124							

2. 主要な経年デ	ータ												
①主要なアウ	'トプット(ア	ウトカム) 情報						②主要なインプット	青報(財務情報	限及び人員に関	引する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年度
研究所セミ ナーの参加 者満足度	85%以上	_	99. 4%	98. 6%	99. 6%	中止	99.6%	予算額(千円)	250, 512	226, 891	222, 613	238, 677	240, 745
地域における支援機器 等教材に関する研修 会・展示会 の開催回数	毎年度 4回	_	4回	4 回	4 回	4 回	2 回	決算額(千円)	206, 722	234, 331	222, 264	244, 443	278, 474
講師派遣の派遣人数	前中期目 標比 25% 以上増 (2,175	1,740人	439 人 (平成 28 年度計画 値:430 人)	431 人 (平成 29 年度計画 値:430 人)	430 人 (平成 30 年度計画 値:430 人)	439 人 (令和元年 度計画値: 435 人)	291 人 (令和 2 年度計画 値:435 人)	経常費用(千円)	209, 852	229, 033	220, 818	242, 012	242, 103
	人)		累計439人	累計 870 人	累計 1,300 人	累計 1,739人	累計 2,030 人	経常利益 (千円)	△1,066	6, 293	2,056	20, 160	11, 937
								行政サービス実施 コスト (千円)	198, 172	232, 502	220, 818	ı	_
								行政コスト(千円)	_	_	_	326, 160	274, 773
								従事人員数	14	15	15	15	14

# 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

由期		베拿	

### 主な評価指標等 (見込評価) 業務実績 自己評価 (1) 戦略的かつ総合的な情報収集・ <主要な業務実績> <評定と根拠> 評定 В 発信の推進 ① 「広報戦略」に基づく情報収集

法人の業務実績・自己評価

<主な定量的指標> 特になし

# <その他の指標>

- 特別支援教育に関連する学術的 な内容から教育実践に関わる内容 まで幅広く情報収集し、情報内容 に応じて整理し、発信する対象を 考慮したコンテンツとして整備し たか。
- ・国や都道府県はもとより、市区 町村や幼・小・中・高、保護者等多 方面に対してインターネットなど 様々な手段を活用して情報の発 信、提供を充実したか。
- 研究成果について、ホームペー ジを通じて、研究成果報告書のほ か、サマリー集やリーフレット等 わかりやすい形で情報提供を行う とともに、学会発表及び誌上発表 を行ったか。

<評価の視点> 特になし

特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・ 支援の確保に貢献するため、「広報戦略」に基づ き、戦略的・総合的に情報収集に取り組んだ。

# イ 情報収集

- 特別支援教育に関するナショナルセンタ ーとして、文部科学省等の国の施策に関す る情報、都道府県教育委員会等に関する情 報、各種学校長会、研究協力園・学校等に おける実践に関する情報、関連学会での学 術的な情報等を幅広く収集した。
- ・ 広報戦略に基づき組織的に情報収集を行 材に関する研修会・展示会」など った。具体的には、発達障害教育に関する 情報は、主に発達障害教育推進センター が、障害種をまたがる特別支援教育の教 しては、国立障害者リハビリテー 材・支援機器等(ICT 等を含む)に関する 情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科 学省や厚生労働省、都道府県の教育センタ 一等と連携して、系統的に幅広く収集し た。

# ロ コンテンツの整備

- ・ 研究成果については、研究成果報告 書、サマリー集等のほか、教育委員会や 教育現場で活用できるように、研究成果 物(リーフレット、ガイドブック、事例 集等)としてコンテンツを整備した。ま た、特別支援教育を学ぶ方や教育者のた めに、インクルーシブ教育システムの確 立を目指し、新学習指導要領等を踏ま え、特別支援教育全体と各専門領域(各 障害種)別に整理した「特別支援教育の 基礎・基本 2020 | を令和2年6月中旬に 発行した。
- 発達障害教育については、教員をはじめ として保護者や広く国民への理解啓発を 推進するため、発達障害の基本的な理解と

評定:B

第4期中期目標期間において、 研究所のホームページのスマー トフォンへの対応や、トップペー ジの改修を行うとともに、令和2 年度からは LINE による情報発信 も始め、利用者が有用な情報にア クセスできるよう努め、効果的な 発信につなげた。また、研究成果 等を発信する「研究所セミナー」 や、支援機器等や教材に実際に触 れる機会を設ける「支援機器等教 を開催し、幅広い関係者の理解促 進に寄与した。また発達障害に関 ションセンターや文部科学省・厚 生労働省と連携した研修カリキ ュラムの作成等を行い、発達障害 者支援における教育と福祉の関 係者の連携促進に寄与した。

所期の目標・指標を達成したと 考える具体の根拠は以下のとお りである。

### <根拠>

• 特別支援教育に関連する情報 を幅広く情報を収集し、ホーム ページでの研究成果報告書の 公開やセミナー、研究所公開、 iライブラリー、支援ポータル 等から発信し、特別支援教育に かかわる教員や広く国民に向 けて情報普及に努めた。

教育現場における喫緊の課 題、有効な支援方法、教材等に 関する知見や技術等の収集し た情報は、研究や研修に活用す <評定に至った理由>

中期目標に定められた業務が概ね達成 されたと認められるため。

# <今後の課題>

- ・定量的目標については、第4期中期 目標期間中、全ての項目において目標 を達成できており、評価できる。他方、 今後は、大多数が集まる対面での研修 やセミナー、イベント等の実施、職員 の派遣等が困難であることが想定され るため、関係者及びそれ以外の人々に 対する効果的な情報発信・理解啓発の 在り方の工夫をする必要がある。
- ・厚生労働省や国立障害者リハビリテ ーションセンター等、外部機関との連 携をさらに強化した上で、相互の強み を活かしたエビデンスベースの研究を 進め、国の政策立案に寄与することは もとより、学校、民間企業、各種団体 等、多方面からの理解・支援を得るこ とができるよう努めること。

# <その他事項>

有識者からは以下のような意見があっ

- 新型コロナウイルス感染防止のため 多くに人が集まるイベントや研修会が できない状況の中で、多くの人に対す る理解の促進方法について検討し、実 施願いたい。
- ・リーフレットやガイドブックをはじ めとして、様々な発信をしている点は 大いに評価できる点である。

<評定に至った理由>

主務大臣による評価

評定

中期目標に定められた業務が概ね達成され たため。

(期間実績評価)

В

- 研究所セミナーの参加者満足度について は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 中止した令和元年度を除き、中期目標に定め る85%以上という目標値を毎年度上回り、令 和2年度には対中期目標値 117%の 99.6% という結果であった。令和2年度は、コロナ 禍においては、初のオンライン配信に挑戦 し、オンラインパートとオンデマンドパート に分けて実施するなど工夫を凝らした結果、 1,076 名もの申込があり、法人及び特別支援 教育に関して、教育委員会・学校・教員・国 民への幅広い理解啓発に大きく寄与した点 を評価することができる。
- ・地域における支援機器等教材に関する研 修会・展示会の開催回数については、中期目 標に定める毎年度4回という目標値に対し、 新型コロナウイルス感染拡大防止のため2 回のオンライン開催となった合和2年度を 除き、毎年度4回の開催を達成した。
- ・関係団体等との連携による学校支援及び 日本人学校への相談支援に係る講師派遣の 派遣人数については、中期目標に定める 2,175人に対し2,030人と目標を下回ったも のの、令和2年度はコロナ禍で実際の派遣が 困難であったという事情がある中、オンライ ンの派遣も行うなど、工夫した点を評価する ことができる。
- 情報発信については、利用者が有用な情報 にアクセスできるよう、利用者別のメニュー を設けたり成果物のカテゴリ化を図るなど ・インクルーシブ教育システム等を普 ホームページの改修を行うとともに、令和2

対応、研修講義や Q&A 等のコンテンツを発 達障害教育推進センターのホームページ で公表している。

教材・支援機器等については、研究所内 の展示室で隨害種別に系統的に展示でき るよう整備したほか、特別支援教育の教 材・支援教材活用の実践事例については、 研究所ホームページ上の支援教材ポータ ルサイトに掲載できるように、コンテンツ をデータベース化した。

- クトにまとめたサマリー・リー をはじめとする関係者に必要 かつ有益な情報の提供を行っ た。収集した情報をホームペー ジで提供する際には、各種研究の在り方に期待したい。 成果・刊行物を分かりやすくカ テゴリ別に細分化して整理し の使い方を示す特設コンテン ツも設けたりする等、利用者サ 利便性の改善を計画的に行う など、発信する対象を考慮した 情報の提供を行うことで理解 促進に貢献した。
- ・ 国や都道府県、市区町村や幼・ 小・中・高、保護者等多方面に 対してインターネットなど 信、提供するため、You Tube に | 今後も継続してほしい。 NISEチャンネルを開設(平成28 機関への情報提供に努めた。
- 所(コロナ禍で中止となった2 するとともに、文部科学省の 用評価研究事業(文部科学省) の実践事例を含め合計283件の い。 教材・支援機器活用の実践事例 イベント等で広く活用される など、これらの理解促進に貢献

るとともに、研究成果をコンパ 及させていくためには周囲の理解、す なわち、日常的に特別支援教育に触れ フレット等を作成し、ホームペ ていない方々の理解が不可欠である。 ージに公開するなど学校現場 その点において、初心者には本センタ 一の提供する情報は難しいと感じるの ではないか。質の高い情報を持ってい るからこそできるシンプルな情報提供

- 我が国唯一の特別支援教育のナショ たり、初めてホームページを利 | ナルセンターとして、特別支援教育の 用する人向けにホームページ 政策・施策及び現状や課題、研究所の 存在や活動内容(研究内容やその成果) 等について、学校、民間企業、各種団 イドの視点でホームページの 体等、多方面に周知させ、それら各方 面からの理解・支援を得ることができ 在り方を具体化し強化した広報戦略を 早急に策定することを定めた中期計画 の方針・目標は重要となる。
- 教育センターの講師として毎年質の 様々な手段を活用して情報発 高い研修を実施していただいている。
- 年度開設) し、教育委員会、学 ・インクルーシブ教育システム構築に 校長会等の研修会や協議会等 | 向けて、障害者理解を進めて行くこと において周知を図るなど関係 | は必須である。 隨害のある当事者の教 | 育についての研究や研修も大事である 特別支援教育の教材・支援機 | が、交流及び共同学習や、小・中学校 ドからも、障害者理解教育は重要であ 箇所は代替の情報提供)で開催 ると思われるが、その研究や実践事例 は多くはない。小・中学校からの研究 「学習上の支援機器等教材活 □ の取組が薄いことから、交流及び共同 学習から一歩進めた取組を検討願いた
- を公開し、研修や研究所の各種 ・日本人学校への支援は重要な課題で ある。関係部署と連携し、充実を図っ てほしい。

年度からは LINE による情報発信も行うな ど、時代に即した効果的な取組を進めた点を 評価できる。

# <今後の課題>

- ・研究所の活動内容等と併せて、全ての学校 をはじめとする関係者に必要かつ有益な情 報が提供されるよう、研究成果の普及やイン ターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツ ールを活用した情報提供の量的充実を図る とともに、国と連携しながら、サマリー集や ガイドブック、リーフレット等わかりやすい 形で情報提供を行い、現場での活用を促進す ること。
- インクルーシブ教育システムの構築に向 るよう、情報収集・発信方策や広報の 付て、研究所セミナー等の開催を通じて、教 育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解 啓発活動を引き続き充実すること。特に特別 支援教育の指導の経験のない又は経験年数 の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓 発・理解促進を行うこと。
  - ・引き続き発達障害教育に関し、インターネ ットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚 園、小・中・高等学校等の教員や保護者への 理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関 係機関との連携に関する取組を推進するこ
- 器等(ICT 等を含む)に関する | において隨害者理解教育をどのように | ・日本人学校に対して、関係機関と連携を引 情報は、支援機器等教材に関す ┃ 進めるか、ということも古くて新しい ┃ き続き図りながら、保護者も含めた関係者へ る研修会・展示会を全国 18 箇 ┃ 課題である。「多様性」というキーワー ┃ の情報発信を行うとともに、教育相談支援等 を必要に応じて行うこと。

# <その他事項>

(有識者からの意見)

情報発信としては、スマートフォン対応や トップページを含めたサイトの分かりやす さの観点からの構成の見直しなど、ホームペ ージの改善が顕著である。 ただく課題と対応 >で指摘している通り、内容を充実したとい っても、まずは利用者にホームページにアク

したと考える。

# <課題と対応>

ンテンツの有効活用に資するた め、ホームページの利活用の更な る促進が求められる。そこで、研 センターの理解啓発事業、支援機 | 討願いたい。 器等教材に関する展示会等研究 所が主催するイベント及び所外 の研修等への講師派遣等のあら ゆる機会を利用して研究所のホ ームページの活用を促す取組の 更なる推進が求められる。今後 は、LINE やメールマガジンを活用 してホームページにアクセスし やすくしたりするなどの取組の 充実を図っていく。

② 情報提供の量的充実とその効果的・戦略的 な取組

# イ及びハ 「研究成果などの情報発信]

研究成果・刊行物は、ホームページ上に 掲載して情報提供を行った。また、印刷し たサマリー集は、都道府県・市区町村教育 委員会等へ幅広く配布し、リーフレット類 は、各種研修等で活用するとともに、教育 委員会や特別支援教育センター等の自治 体のホームページに研究所のリンクの設 定を依頼した。さらに、所内外の研修や講 演、文部科学省主催の説明会、研究所主催 の各種イベント、各種学校長会の総会等で パンフレット等を配布し、研究成果の普及 を図った。なお、日本特殊教育学会等での 学会における発表や誌上発表を行うこと でも普及を図った。

### <根拠>

研究成果についてホームペー ジへの掲載やサマリー集等の 刊行物を自治体に配布するな どし情報発信を行った。また、 HP についてスマートフォン対 応やトップページを含めたサ イトの分かりやすさの観点か らの構成の見直しなど、利用者 の利便性を図った。これらのこ とから、学校、各種団体等、多 方面に必要かつ有益な情報を 提供するなどの中期目標期間 の目標を達成した。

# <課題と対応>

・ ホームページに整備した研究 成果報告書、サマリー集等のコ ンテンツの情報が教育現場で 活用されるよう、幅広い教員層

・日本人学校においても、特別支援教 育の必要性は高まっているが、なかな 教育現場における研究所のコ | か情報が届かない状況もある。日本で 行われている障害のある児童生徒への 研修等が、オンラインで配信できたり、 日本人学校の教師等の相談にオンライ 究所セミナー、発達障害教育推進 ンで応じることができたりするよう検

セスしてもらわなければならないことから、 「LINE やメルマガを活用して研究所のホー ムページ、発達障害教育情報センターのウェ ブサイト等に誘導することで、特別支援教育 に関する最新情報の周知を図る」ことが必要 であり、今後のアクセス数の増加を期待す

- 本研究所と文部科学省、厚生労働省、国立 **隨害者リハビリテーションセンターとの4** 者連携による『発達障害者支援に係る教員や 福祉の連携・協働に関する人材育成のための 研修コアカリキュラム案』をまとめたことは 大変に有意義である。今後も、本テーマ以外 においても、本研究所がコーディネート機能 を発揮して、関係機関の連携強化による特別 支援教育の質の向上に向けた具体策が示さ れていくことを期待する。
- ・コロナ禍にあって、国際的な移動が困難と なる中、日本人学校の特別支援教育の必要性 を適切に把握し、インターネットを介した情 報提供や研修内容のオンライン配信など、日 本人学校の教師等の相談への充実を期待す
- 研究による成果物について、研究成果物リ ストとして一定整理され分かり易くなった が、位置づけ(基礎・基本資料、専門的資料、 実践事例、アセスメント、ガイド等)や、主 な対象者、これまでの成果物との関連性など の面から系統的に整理されるとより活用し やすいのではないかと考える。
- ・このコロナ禍にあって、学校や諸機関から の情報を得にくい状況であったと思われる が、オンライン等を活用して情報収集をされ ていたと思われる。今後も、直接、会議や訪 問を実施しなくても、広く情報収集が行える よう体制を整えたい。
- インクルーシブ教育システムの構築には、 周囲の理解が欠かせないが、単に障害理解と

へ届けることが求められてい る。LINE やメルマガを活用して 研究所のホームページ、発達障 害教育情報センターのウェブ サイト等に誘導することで、特 別支援教育に関する最新情報 の周知を図る。

# ロ及びホ「ホームページによる情報発信〕

- ホームページについては、アンケート調 | 査及び外部機関の診断を受けて、平成29年 度に改定し、平成30年度に新たなホーム ページを公開した。トップページはシンプ ルな構成とし、研究所で整備したコンテン ツを利用者サイドの視点から、「研究者の 方」「教育関係者の方」「一般利用者の方」 の入口を設け、様々な利用者に有用な情報 にアクセスできるようにする等の利便性 の向上を図った。
- ホームページの利便性の向上のために、 平成 30 年度以降もスマートフォンへの対 応、スライダーメニューの採用によるトッ プページの改修等も行い、研究所の各種コ ンテンツや研究成果物、研究所が実施する 研修、各種イベント等の最新情報にホーム ページを通じてアクセスしやすくした。
- インクルーシブ教育システム構築支援デ ータベース (インクル DB) では、学校・地 方公共団体向けや保護者向けの Q&A を掲載 するほか、研究所の研究報告や関連リンク の掲載を行い、情報発信の充実を図った。
- 改善を行うためにホームページの改修を **│** の更なる促進は必要である。そこ 行い、平成30年6月に新たなホームペー ジを公開した。

ホームページの有用度に関連して、平 │ 支援機器等教材に関する展示会 成30年10月にホームページによる特別 | 等研究所が主催するイベント及 支援教育についての情報発信及び普及に「び所外の講師派遣等のあらゆる 関するアンケート調査を都道府県及び市 | 機会を利用して研究所のホーム 区町村教育員会や小中高を対象として実 ページの活用を促す。また、LINE 施した。結果として、ホームページの利用 | を活用してホームページにアク 率は 40%であった。また、ホームページ セスしやすくしたりする等の取 から研究所の刊行物等の資料をダウンロ 組も実施する。

# <根拠>

研究所で整備したコンテンツ を利用者サイドの視点から、 「研究者の方」「教育関係者の 方|「一般利用者の方|の入口を 設け、様々な利用者に有用な情 報にアクセスできるようにす る等の利便性の向上を図った。

各種研究成果・刊行物を分か りやすくカテゴリ別に細分化 して整理したり、トップページ にスライダーメニューを採用 したり、新たに LINE を活用し てホームページにアクセスし やすくする等、利用者サイドの 視点でホームページの利便性 の改善を計画的に実施し、ホー ムページの利便性の向上を図 った。

# <課題と対応>

教育現場において研究所のコ ンテンツを有効に活用してもら ・ 平成 29 年度に利用者の視点で利便性の | うために、ホームページの利活用 で、研究所セミナー、発達障害教 育推進センターの理解啓発事業、

- いうことだけではなく、学齢に応じて系統的 に理解教育を進め、保護者全般の理解も進め ることは課題である。そういった理解教育に ついての研究が進むことはインクルーシブ 教育システムの構築に寄与すると考える。
- ・これまでも生徒指導提要に発達障害の理 解について記述されてきたが、不登校、ひき こもり、触法行為等の未然防止や早期対応、 偏見の払拭の観点からも発達障害等につい ての正しい理解等は重要である。
- 研究所の認知度の調査で、令和元年度、特 別支援教育関係者以外の認知度は、77%とい う数字が出ていた。インクルーシブ教育シス テムの構築に向けて、100%に近づけるため の取組をさらに充実する必要がある。

ード等行うことによる教育実践への利用		
率は 9.1%、同じくダウンロードによる資		
料の研修への利用率は 13%であった。リ		
ーフレット等の教育実践や研修への利用		
率は 16.8%であった。なお、特別支援教		
育に関するホームページの充実への期		
待・要望は24%であった。		
こうしたホームページの利用状況を踏		
まえ、研究所のコンテンツの利用率の向		
上を有用度向上の指標とし、研究所のホ		
ームページの有用度を高めていくことと		
した。令和元年度は、各種の研修会や地域		
展示会等を含めた様々な情報発信の機会		
にホームページについて積極的に紹介		
し、アンケートだけでは得られない有用		
度を向上させるための率直な意見等を収		
集した。具体的意見としては、「ホームペ		
ージの利便性のために利用者別の情報項		
目の整理」「各種研究成果・刊行物の閲覧		
のしやすさの向上」等であった。このよう		
な意見を踏まえ、利用者の視点で利便性		
を高めるために利用者別のメニューを精		
選し、ホームページを利用しやすくする		
改修を行った。また、各種研究成果・刊行		
物を閲覧しやすくするために「報告書・資		
料」のページにおける研究成果・刊行物の		
コンテンツをカテゴリ別に提示するよう		
に改編した。令和2年度については、ホー		
ムページの更なる充実を図っていくため		
に、初めてのホームページ利用者向けの		
ホームページの利用法に関する特設ペー		
ジをトップページに設けた。また、情報を		
見つけやすくするために、トップページ		
でピックアップコンテンツを紹介するス		
ライダーメニューを設けたほか、LINE (令		
和 2 年度 LINE ターゲットリーチ数 2,665		
件)を活用してホームページへのアクセ		
スのしやすさの向上にも努めた。さらに、		
研究成果物のコンテンツのダウンロード		
方法を示す新たなコンテンツを作成する		
等の対応を行った。		
・ 平成 29 年度における業績の実績に関す		
る評価において有識者から意見のあった		

国際化の対応については、英語版特総研ジ ャーナルである NISE Bulletin を英語版の ホームページに掲載している。

# 二 「各種出版物]

研究所の事業や研究、外国調査の報告等 をまとめた特総研ジャーナル、英語版特総 研ジャーナルの NISE Bulletin、研究紀要 を毎年3月に刊行し、ホームページに掲載 した。また、研究所の活動や特別支援教育 の最新情報等を発信するメールマガジン を毎月1回配信した。

(登録者数:令和2年度8,533人、令和元 年度 7,970 人、平成 30 年 9,668 人、平成 29 年度 9,255 人、平成 28 年度 8,786 人)

(2) 特別支援教育に関する理解啓 発活動の推進

# <主な定量的指標>

- ・研究所セミナーの参加者満足度 85%以上
- ・地域における支援機器等教材に 関する研修会・展示会を4回開催 したか。

### <その他の指標>

- 幅広い国民に対して、インクル ーシブ教育システムの構築に関す る理解啓発を推進するため、ホー ムページ上で、障害の基礎知識や Q&A等を掲載するなど、情報発 信の充実を図ったか。
- 研究所公開の開催を通じて特別 支援教育の理解啓発を図ったか。

# <主要な業務実績>

① 幅広い理解啓発活動の充実 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い 理解啓発活動に取り組んだ。

# イ「研究所セミナー] について

# 「研究所セミナー」について

- 平成28年度から平成30年度は毎年2月に 2日間、国立オリンピック記念青少年総合セ ンターで研究所セミナーを開催し、参加者の 満足度は、毎年度計画値以上の数値を達成し
- ・ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症 感染予防の観点から、参加者の健康を考慮し、 中止することとした。なお、2日間で総計(の べ人数) 630 名の参加申込みがあり、申込みの あった参加者の中で、当日配布する予定であ った資料の郵送を希望する方には資料を郵送 するとともに、配布資料の中で、電子データ で提供可能な資料を研究所のホームページに 公開した。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症 より実施した。申込者数は1,076名であった。 セミナーの構成は、ライブ配信によるオンラ | オンライン・オンデマンド配信方 インパートと、研究所ホームページ上に特設 **|** 式による研究所セミナーで得た

# <根拠>

研究所セミナーでは、テーマ を工夫したことにより、中止し た令和元年を除き、平成28年 度から平成30年度、令和2年 度の4年間で、満足度は目標を 上回った(それぞれ、平成28年 度 99.4%、平成 29 年度 98.6%、 平成 30 年度 99.6%、令和 2 年度 99.6%)。一方、新型コロナウイ ルス感染症感染予防の観点か ら中止した令和元年度の研究 所セミナーは、可能な資料につ いて参加申込者への郵送やホ ームページへの掲載を行った。

# <課題と対応>

今後の研究所セミナーや研究 度に新たな試みとして実施した ページを設け、そこからあらかじめ収録した 様々なノウハウ等の知見を同種 動画を配信するオンデマンドパートとした。 オンラインパートでは主に創立 50 周年記念 用を図っていく。 に係る記念講演、有識者によるパネルディス カッション、及び本研究所の研究果報告を行 った。オンデマンドパートでは、基幹研究(障 害種別) の成果報告、各障害班による動画に よるポスター発表、教材の紹介動画を配信し

- こうした取組により、参加者の満足度は、 毎年度計画値以上の数値を達成した。
- ロ 「ホームページ」について (② ロ及びホ「ホームページによる情報発 」よる情報発信〕と同じ。) 信] と同じ。) 以下再掲
- ホームページについては、アンケート調査 及び外部機関の診断を受けて、平成29年度に 改定し、平成30年度に新たなホームページを 公開した。トップページはシンプルな構成と し、研究所で整備したコンテンツを利用者サ イドの視点から、「研究者の方」「教育関係者 の方 | 「一般利用者の方 | の入口を設け、様々 な利用者に有用な情報にアクセスできるよう にする等の利便性の向上を図った。また、ス マートフォンへの対応、スライダーメニュー の採用によるトップページの改修等も行い、 研究所の各種コンテンツや研究成果物、研究 所が実施する研修、各種イベント等の最新情 報にホームページを通じてアクセスしやすく した。
- インクルーシブ教育システム構築支援デー タベース (インクル DB) では、学校・地方公 共団体向けや保護者向けの Q&A を1問1答式 で掲載するほか、研究所の研究報告や関連リ ンクの掲載を行い、情報発信の充実を図った。 ンテンツを有効に活用してもら
- ・ 平成29年度に研究所のホームページの利用 うために、ホームページの利活用 者の視点で利便性の改善を行うためにホーム ページの改修を行い、平成30年6月に新たな ホームページを公開した。

ホームページの有用度に関連して、平成30 支援機器等教材に関する展示会 年 10 月にホームページによる特別支援教育 ┃ 等研究所が主催するイベント及 についての情報発信及び普及に関するアン び所外の講師派遣等のあらゆる

のイベント開催の知見として活

(② 口及びホ 「ホームページに (以下再掲) <根拠>

・ 研究所で整備したコンテンツ

を利用者サイドの視点から、

「研究者の方」「教育関係者の 方」「一般利用者の方」の入口を 設け、様々な利用者に有用な情 報にアクセスできるようにす る等の利便性の向上を図った。 各種研究成果・刊行物を分か りやすくカテゴリ別に細分化 て整理したり、トップページ スライダーメニューを採用し り、新たに LINE を活用してホ ムページにアクセスしやすく る等、利用者サイドの視点で ームページの利便性の改善を

画的に実施し、ホームページ

利便性の向上を図った。

# <課題と対応>

教育現場において研究所のコ の更なる促進は必要である。そこ で、研究所セミナー、発達障害教 育推進センターの理解啓発事業、

ケート調査を都道府県及び市区町村教育員	機会を利用して研究所のホーム	
会や小中高を対象として実施した。結果とし	ページの活用を促す。また、LINE	
て、ホームページの利用率は 40%であった。	を活用してホームページにアク	
また、ホームページから研究所の刊行物等の	セスしやすくしたりする等の取	
資料をダウンロードすること等による教育	組も実施する。	
実践への利用率は9.1%、同じくダウンロー		
ドによる資料の研修への利用率は 13%であ		
った。リーフレット等の教育実践や研修への		
利用率は16.8%であった。なお、特別支援教		
育に関するホームページの充実への期待・要		
望は 24%であった。		
こうしたホームページの利用状況を踏ま		
え、研究所のコンテンツの利用率の向上を有		
用度向上の指標とし、研究所のホームページ		
の有用度を高めていくこととした。令和元年		
度は、各種の研修会や地域展示会等を含めた		
様々な情報発信の機会にホームページにつ		
いて積極的に紹介し、アンケートだけでは得		
られない有用度を向上させるための率直な		
意見等を収集した。具体的意見としては、「ホ		
ームページの利便性のために利用者別の情		
報項目の整理」「各種研究成果・刊行物の閲覧		
のしやすさの向上」等であった。このような		
意見を踏まえ、以下のような対応を行った。		
・ 利用者の視点で利便性を高めるため		
に利用者別のメニューを精選し、ホー		
ムページを利用しやすくする改修を行		
った。		
・ 各種研究成果・刊行物を閲覧しやすく		
するために「報告書・資料」のページに		
おける研究成果・刊行物のコンテンツ		
をカテゴリ別に提示するように改編し		
た。		
<ul><li>初めてのホームページ利用者向けの</li></ul>		
ホームページの利用法に関する特設ペ		
ージをトップページに設けた。		
<ul><li>情報を見つけやすくするために、トッ</li></ul>		
プページでピックアップコンテンツを		
紹介するスライダーメニューを設け、		
LINE(令和2年度 LINE ターゲットリー		
チ数 2, 665 件) を活用してホームページ		
へのアクセスのしやすさの向上にも努		
めた。		

- 研究成果物のコンテンツのダウンロ ード方法を示す新たなホームページを 作成する等の対応を行った。
- 平成29年度における業務の実績に関する評 価の際に有識者から指摘のあった国際化の対 応については、英語版特総研ジャーナルであ る NISE Bulletin を英語版のホームページに 掲載している。

# ハ 「研究所公開」について

・ 平成28年度から令和元年度においては、毎 年 11 月に研究所を会場として研究所公開を 開催した。体験型展示や障害の疑似体験や研 究成果の説明等、実生活や教育現場において 有効な情報を紹介した。参加者からのアンケ ートでは、満足度の高い結果が得られた。(満 足度: 平成 28 年度から令和元年度の平均満足 度:95.53%) 令和2年度は、新型コロナウイ ルス感染症感染予防の観点からオンデマンド 配信形式で開催し、地域に限定されることな く、コロナ禍での「新しい生活様式」にフォ ーカスを当てた情報を届け、動画視聴回数は、 延べ5,072回、満足度は93.7%であった。

# <根拠>

研究所公開は、初めて参加す る者が多く、教材に触れたり講 演を聴講したりする機会を設 けることで、効果的に研究所や 特別支援教育についての紹介 をすることができた。また、令 和2年度の研究所公開はオン デマンド配信形式で開催する ことにより、地域に限定される ことなく全国の教員に向けて、 コロナ禍での「新しい生活様 式」にフォーカスを当てた情報 を届けることができた。これら のことより中期目標期間の計 画を達成した。

# <課題と対応>

今後の研究所公開の開催に向 けて、令和2年度に新たな試みと して実施したオンライン・オンデ マンド配信方式による研究所公 開で得た様々な知見を、今後の特 別支援教育に関する理解啓発活 動を推進する取組への知見とし て活用を図る。

② 平成 29 年度より発達障害教育情報センタ ーを発達障害教育推進センターに改組し機能 **・** 発達障害教育推進センターの を拡充した。インターネットによる情報提供 の充実に加え、教員等の実践的な指導力の向 上を図るセミナーや、関係機関と連携した各 地域における理解啓発の推進に重点を置いた

# <根拠>

ウェブページについて、スマー トフォンでも全ての情報が得 られるようにしたほか、トピッ クス的な情報を利用者がすぐ 取組を行った。

# イ [ウェブサイトからの情報提供]

- スマートフォンでも全ての情報が得られる ようにした。発達障害に関するトピックス的 な情報を利用者がすぐに得られるように、国 の動向やイベント、リーフレットの紹介など 最新の情報をトップページに簡単な解説付き で掲載するなど、利用者の利便性の向上を図 った。
- 研修講義については高等学校に関する講義 を新たに加えた。より多くのユーザーに活用 してもらうため YouTube 化を進めた(現在 13 本が閲覧可能)。
- 利用者ができるだけ身近な地域で研修等の 機会が得られるように、公的機関等の主催、 共催、後援で実施が公開されている発達障害 に関する研修や理解啓発イベントの情報を掲 載した。
- ・ 文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハ ビリテーションセンターと連携し、全てのラ イフステージにおいて切れ目のない支援が行 われるよう、国のサイトとして、教育と保健、 医療、福祉、労働等の分野の情報提供のナビ ゲーションとなるポータルサイトの構築につ いて令和3年度の運用に向けて検討を行っ た。

# ロ [指導者養成を通じた理解啓発]

- 教員や教育委員会等の関係者に対し、最新 | 文部科学省、厚生労働省、国立 情報の提供や実践事例の報告、研究協議等を │ 障害者リハビリテーションセン 行い、発達障害教育への理解推進と実践的な | ターとの4者の連携により、発達 指導力の向上を図ることを目的として「発達 ┃ 障害者支援に係る教員や福祉の 障害教育実践セミナー | を平成 29 年度より開 │ 連携・協働に関する人材育成のた 催した。
- 令和元年度から家庭と教育と福祉の連携 まとめることができた。 「トライアングル」プロジェクト報告を踏ま え、文部科学省、厚生労働省、国立障害者リ <課題と対応> ハビリテーションセンターと連携し、有識者 による検討会議を設置し、発達障害者支援に ムを活用した発達障害者支援に 係る教員や福祉関係者が連携・協働して支援 係る教員や福祉関係者の人材育 を行うために身につけるべき専門性を整理す 成を図るには、研修カリキュラム るとともに、教育と福祉の人材育成のための ┃ の周知と関係部局間の連携への

に得られるように、最新の情報 をトップページに簡単な解説 付きで掲載するなど、利用者の 利便性の向上を図った。

# <課題と対応>

利用者の利便性の向上が図れ るよう、国の動向やイベント、 リーフレットの紹介等の最新 の情報を分かりやすく掲載す る取組を続けていく。今後は、 LINE 及びメールマガジンを活 用して、幼・小・中・高等学校 の教職員・保護者、関係団体等 多方面に対して、ホームページ 上のコンテンツ利用等の一層 の周知を図っていく。

### <根拠>

めの研修コアカリキュラム案を

地域において研修カリキュラ

研修コアカリキュラム案を作成した。

- ・ 令和2年度には、発達障害者支援に係る教 キュラムを活用するための研修 員の専門性向上に向けた研修の在り方の検 討、及び教育と福祉の関係者の連携・協働に 関する研修の在り方の検討を行うため、5県・ 1市の協力を得て、研修コアカリキュラム案 を活用した研修の在り方の検討と実践を行う 人材育成プロジェクトに取り組んだ。自治体 の取組については発達障害教育推進セミナー で情報提供を行った。
- 国立障害者リハビリテーションセンターと 共同で「自閉症スペクトラム障害の思春期女 子の学校生活リーフレット」を作成したほか、 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究 センターと共同で発達障害と生徒指導に関す る「生徒指導リーフS」を3点作成し、それぞ れウェブサイトに掲載した。
- ③ 特別支援教育における支援機器等教材普及

# イ 「展示室及びポータルサイト]

- 収集した情報を基に、i ライブラリー(教 | 育支援機器等展示室) や発達障害教育推進 センター展示室を整備し、研究所訪問者へ の公開を行った。iライブラリー見学者総 数は、平成28年度から令和2年度にかけ て、それぞれ 625 名、778 名、263 名、316 名、44 名(令和2年度は一般見学中止)で ある。
- 発達障害教育推進センター展示室は、教 員以外の見学者も増えたため、体験型の展 示を充実させた。見学者総数は、平成28年 度から令和元年度にかけて、それぞれ 931 名、1,047名、557名、676名である。令和 2年度は新型コロナウイルス感染症感染 予防の観点から見学は中止した。
- ICT 機器等の教育現場での活用を目指し て、教室をモデルとした ICT 実践演習室の 整備と、機器類(音声出力によるコミュニ ケーション補助機器等) の貸出等を平成 30 年度より実施できるように整備を行い、研 修や見学者への紹介等で活用した。支援機 器等に関する情報は、特別支援教育教材ポ

働きかけが課題となる。研修カリ 実施ガイドを作成するとともに、 動画配信コンテンツ等をウェブ サイト上に整備する。

# <根拠>

i ライブラリーの拡充等によ り、教育現場での支援機器等活 用のための情報普及を推進し た。教材ポータルサイトについ ては、中期目標期間中に幅広い 利用者が活用しやすいように、 ホームページ上のコンテンツ について充実を図り、効果的な 情報発信を行った。具体的に は、文部科学省の「学習上の支 援機器等教材活用評価研究事 業」の実践事例を含め、教材・ 支援機器活用の実践事例(283 件)を公開することで特別支援 教育の教材・支援機器等(ICT等 を含む) に関する取組事例の情 報を提供した。

# <課題と対応>

収集した情報を基に、iライ ブラリー(教育支援機器等展示 室)の更なる充実と、教材ポー タルサイトにおける研修や展 示会等での実践事例の更なる

ータルサイトに掲載し、インターネットを 通じて情報提供を行った。令和3年3月末 時点で、283 件の教材・支援機器活用の実 践事例を掲載した。 展示会を、研究所セミナー、全国特別支援

利活用等を促すなどの取組を 進める。さらに、教育関係者を はじめ、広く一般の方々への特 別支援教育に関する情報提供 を意図した取組の充実を図る。

- ロ 「支援機器等教材に関する研修会・展示会]
- 教育支援機器等及び発達障害教育教材の 教育センター協議会、研究所公開と併せて 開催するとともに、教育委員会、教育セン ター等の協力を得て、各地域での研修会や セミナーを活用した形で、平成 28 年度か ら令和2年度にかけて18の地域で開催し た。この際、支援機器等や教材を実際に触 れるような展示とするとともに、疑似体験 を行う機会も設定した。なお、令和2年度 については、当初4か所での開催を予定し ていたが、新型コロナウイルス感染症感染 予防の観点から、オンライン開催が実現で きた2か所において、各会場の研修参加者 向けにオンラインで研修会・展示会を実施 した。

支援機器等に関する情報を計 画的かつ着実に幅広く収集し、 研究所内の i ライブラリー(教 育支援機器等展示室) を充実さ せた。また、平成28年度から 令和元年度においては、支援機 器等教材に関する地域での研 修会・展示会を計画通り 16 ヵ 所で開催することができたこ とから、中期目標期間の計画を 達成することができた。令和2 年度については、オンライン開 催した2地域では多くの参加 者から好評を得た。他の2地域 では中止となったため、目標達 成率は50%であった。中止した 地域については、教材の動画コ ンテンツを作成し、限定公開す る等の対応をした。

### <課題と対応>

新型コロナウイルスの感染症 感染予防などの対応が続くこと が予想されるため、今後も類似の 研修会・展示会を開催する際に は、オンライン・オンデマンド配 信方式による開催の継続を図っ ていく。

### ④ 研究所の認知度調査

令和元年度認知度調查

令和元年9月に全ての都道府県教育委員会 と、市区町村教育委員会(層化抽出)、小・中・ 高等学校(層化抽出)合計 1,800機関・5,000名 を対象とした認知度調査を郵送で実施(回収率

### <根拠>

令和元年度に実施した認知度 調査において、特別支援教育関 係者以外の研究所の役割等に ついての認知度は77%、このう ち通常学級の担任の認知度は 25%) した。この調査では、特別支援教育関係者以外における研究所の役割等についての認知度は77%、このうち通常学級の担任の認知度は70%であった。また、特別支援教育関係者以外のうち、今回の調査の前から研究所を知っていたとの回答割合は67%であった。

• 令和2年度認知度調査

令和2年度、研究所は新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から学校現場等へのアンケート・研究活動について、原則、延期、中止とした。本調査についても、実施した場合に、学校現場に大きな負担をかけることになると判断したことから、本年度実施予定の認知度に関するアンケートを中止した。なお、令和2年度においても、指標達成に向けた認知度の向上のため、教育現場で活用できる研究所のコンテンツを記載したチラシ等を作成し、全国の幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校に配布した。

(3)関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

### <主な定量的指標>

講師派遣の派遣人数

### <その他の指標>

- ・筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー in 横須賀を開催したか。
- ・日本人学校に対して、特別支援 教育に関する情報提供を定期的 (年3回) に実施したか。

### <主要な業務実績>

- ① 毎年度当初に各種園・学校長会等 12 機関、関係機関等 4 機関を訪問し、当該年度の事業説明等を行った。また、総会及び理事会等に参加し、リーフレット等を配付し情報普及を図った。各地で開催された研究協議会に出席し、校長等に研究成果等の情報の普及を行った。
- ・ 生涯学習や障害スポーツの普及を目的に、 平成29年度より特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会を全国特別支援学校長会と連携を図りながら企画・運営した。毎年、一定の参加者があり、参加者のアンケート結果では「いずれの年度も高評価(「有意義であった」「どちらかといえば有意義であった」の合計)を得た。
- ・ 厚生労働省及び日本自閉症協会が主催する 世界自閉症啓発デーシンポジウムに平成28 年度より引き続き共催団体として参画した。 実行委員の他、当日の運営スタッフとして多 くの職員が携わった。また、横須賀市におい て、横須賀市教育委員会との共催、筑波大学

70%であった。また、特別支援 教育関係者以外のうち、今回の 調査の前から研究所を知って いたとの回答割合は 67%であった。

・ 令和2年度は新型コロナウイ ルス感染症感染予防の観点から認知度調査を中止した。

### <課題と対応>

特別支援学校及び特別支援学級 等以外の教職経験の浅い教員の 研究所に対する認知度について は、高いとは言えない。研究所の 認知度を向上させるため、LINE、 メルマガ等 SNS や動画を効果的に 活用した研究所の機能の紹介や 研究成果を広く普及するための 取組の充実を図っていく。

### <根拠>

・ 各自治体等への講師派遣等を 通じた情報普及も有効な手段 であり、単に派遣するだけでは なく、研究所として提供する情 報の精選等をすることにより 効果的に情報普及を進展させ た。

加えて、各園・校長会等の関係諸機関の総会・研究大会・理事会・事務局会・各諸委員会を加することによって連携強化を図っていった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、総会及び理事会等が中止又はオンラインを関係機関で、各関係機関で、大いに、とINEや関係機関でで、成果を効率的・効果的に、機関で、対応報資料のQRコード等の情報を提供し、各事務局と連携し

附属久里浜特別支援学校、横須賀地区・自閉 て、広く各地の会員に向けて情 症児・者親の会等の協力により、世界自閉症 報を発信することができた。ま 啓発デーin よこすかの関連イベントを平成 た、各校長会等における特別支 28年度より毎年度開催した。いずれも保護者 援教育に関する喫緊の課題に や市民などが多数参加した。令和2年度は新 ついて把握するとともに、調査 型コロナウイルス感染症の拡大予防のため集 研究等への支援依頼を受け、研 客のイベントは中止し、発達障害教育推進セ 究所の知見の提供、運営への協 ンターのウェブサイトに特設ページを開設し 力などを通じて各学校長会及 た。 び関係諸機関等との連携が質 量共に高まった。 発達障害教育に関しては、厚 生労働省、日本自閉症協会、横 須賀市教育委員会等と連携し、 世界自閉症啓発デーに関する イベントを開催した。 <課題と対応> 情報普及については、研究所か らの情報提供が中心となった。今 後は、教育現場や各種団体等のニ ーズの把握及び情報収集の取組 の充実が求められることから、イ ンターネットやオンラインを活 用した効果的な情報収集の工夫 を図っていく。 発達障害教育に関しては、理 解啓発を目的とした世界自閉 症啓発デーイベントのオンデ マンド配信は、集客型に比べ国 のイベントとしてのメッセー ジ性が弱くなる。共催団体と連 携し、周知の仕方やイベント後 の情報発信など情報提供の方 法について工夫する。 ② 国、独立行政法人、都道府県、指定都市、 <根拠> 市町村、大学等、学校長会・研究会等に対し、 国、都道府県・市町村等への 平成 28 年度から令和元年度の4年間で研究 講師派遣は、平成 28 年度から 職員の派遣〈1,739 件、数値目標 1,725 名)〉 令和元年度の4年間で派遣人 を行い、研究成果の普及と収集した情報の提 数:1,739 名(数值目標 1,725 名)を達成した。一方、令和2 供を図った。

年度は、新型コロナウイルス感

染症感染予防の観点から、研修

一方、令和2年度は、新型コロナウイルス

感染症感染予防の観点から、研修会等の会自

体の開催中止が相次ぐ中、延べ291人の派遣 (以下、オンラインによる実施も含む)となった。

大学教育への参画については、非常勤講師として大学からの依頼を受け、講義を実施した。このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・国の特別支援教育に関するモデル事業の紹介、(独)日本学生支援機構(JASSO)の障害学生支援専門テーマ別セミナーへの協力、(独)教職員支援機構(NITS)の教職員等中央研修(NITS オンライン研修)等への講師の派遣等を実施した。

③ 特別支援教育に関する最新情報、研究所の実施事業等に関する情報を「特総研だより」として毎年度6月、11月、3月に、日本人学校へメールで配信した。また、平成30年度にリーフレット「障害のあるお子さんを連れて海外で生活するご家族へ」を作成し、海外子女教育振興財団及び海外子女教育専門相談員連絡協議会等の関係機関に配布し、特別支援教育に関する最新のトピックや関連政策、研修コンテンツ等の情報提供を行った。

海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣する企業と連携を図りながら、教育相談をメールで実施した。また、訪問支援については、香港日本人学校に毎年度1回、シンガポール日本人学校には平成30年度と令和元年度に各1回行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から訪問支援は中止となった。

政府共催の日本人学校校長研究協議会に 文部科学省や外務省と共に毎年度参加し、特 別支援教育に関する情報提供を行うととも 会等の会自体の開催中止が相次で中、延べ291人の派遣(オンラインによる実施も含む)となった。また、情報普及については、講師派遣等を通じた情報普及も有効な手段であり、単に派遣するだけではなく、研究所として提供する情報の精選等により効果的に進展させた。

### <課題と対応>

今後とも、多数が集まる対面での研修会や研究協議会、イベント等への研究職員の派遣等が困難であることが想定される。関係機関や関係団体等の依頼先のニーズに応じて、研究員の研修会・研究会等へのオンラインでの派遣の推進及び、効果的な情報発信・理解啓発の取組について、工夫を図っていく。

### <根拠>

・ 日本人学校への対応について は、都道府県等での対応が困難 なことから、ナショナルセンタ ーとして、継続した教育相談や 情報提供を行った。日本人学 校、日本人学校校長会及び日本 人学校等在外教育施設に赴任 する教員等への特別支援教育 に関する情報提供、海外へ赴任 する保護者等に対する相談を、 文部科学省や外務省等と連携 して行った。

令和元年度から文部科学省総合教育政策局国際教育課より「在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業 (特別支援教育遠隔指導)『日本人学校における特別支援教育に関する遠隔指導の実施に向けた実践的研究』の事業委託を受

に、日本人学校における特別支援教育に関す る相談に応じた。令和2年度は、新型コロナ ウイルス感染症感染予防の観点から日本人 学校校長研究協議会が中止となった。

文部科学省総合教育政策局国際教育課が 行っている日本人学校における教育課程実 施状況調査の中に特別支援教育に関する項 目を加え、毎年度特別支援教育の実施状況を 把握した。調査結果は「特総研だより」並び に文部科学省主催の在外教育施設派遣教師 内定者等研修会及び日本人学校校長会で紹 介した。

外務省が所管し海外駐在員派遣元企業の は、今後も関係団体等との連携に 教育相談担当者等から成る海外子女教育専 門相談員連絡協議会へ毎年度出席した。令和 の取組の充実が求められること 2年度はオンラインで開催され、当研究所の ↑ から、インターネット等を活用し 教育相談活動及び特別支援教育に関する情 | た効果的な支援の方法等の工夫 報提供等を行った。また、各教育相談担当者 等から、在外教育施設等や諸外国の教育の状 況等について情報を収集した。

毎年度毎に開催される在外教育施設派遣 教員内定者等研修会において、派遣予定教員 及び校長、教頭を対象に「国立特別支援教育 総合研究所における在外教育施設に向けた 支援」と題して講義を行った(令和2年度は 資料配布)。

海外子女教育振興財団が主催する学校説 明会・相談会(東京で開催、令和2年度はオ ンラインで開催) にブースを設け、帰国子女 の特別支援教育に関する相談と理解・啓発を 行った。

令和元年度より、文部科学省総合教育政策 局国際教育課より「在外教育施設の高度グロ ーバル人材育成拠点事業(特別支援教育遠隔 指導)『日本人学校における特別支援教育に関 する遠隔指導の実施に向けた実践的研究」の 事業委託を受けた。海外子女教育振興財団と 連携しながら、在外教育施設に対し国内の特 別支援学校が遠隔でコンサルテーションを実 施し、その結果を踏まえて遠隔支援マニュア ルの骨子を作成した。

け、在外教育施設(北京日本人 学校、ハノイ日本人学校)と国 内の特別支援学校(筑波大学附 属大塚特別支援学校、埼玉大学 附属特別支援学校等)をつなぐ コンサルテーションの在り方 についての検討を行い、遠隔支 援マニュアル作成の準備を行 った。

### <課題と対応>

日本人学校への対応について よる在外教育施設への相談支援 を図っていく。

# 4. その他参考情報

平成28年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、発達障害教育推進センター新設に伴う一部業務計画見直し等により、一部事業を翌年度に行うことになったことが大きな要因である。 令和2年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、当初予定していなかった事業への支出があったこと及び当初の計画に比べ費用が増加したことが大きな要因である。

# 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	. 当事務及び事業に関する基本情報							
I-4	インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ	ソンクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与						
関連する政策・施策	政策目標2確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 3 号、 4 号、 5 号					
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」:(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進障害者差別解消法の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。		令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124					

2. 主要な経年デー	・主要な経年データ													
①主要なアウ	①主要なアウトプット(アウトカム)情報			②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)										
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年 度	令和2年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年 度	令和2年度
地域実践研 究の実施件 数	中期目標 期間終了 までに、 50 件以上	-	4件 (平成 28 年度計画 値:4 件)	13 件 (平成 29 年度計画 値:13 件)	14 件 (平成 30 年度計画 値:14 件) 累計 31	15 件 (令和元 年度計画 値:15 件) 累計46	12 件 (令和 2 年度計画 値:12 件)		予算額 (千円) 決算額 (千円)	216, 427	111, 413	111, 935	112, 862	112, 675
地域におけるインクルーシブ教育システ貢献	90%以上	-	累計 4 件	累計 17 件	件 100%	件 100%	累計 58 件		経常費用(千円)	136, 348 136, 348	118, 948 118, 769	110, 725 110, 723	109, 518 111, 155	78, 351 72, 499
インクルー シブ教育シ ステム構築 支援データ ベースの登 録件数	中期目標 期間終了 までに、 500件以上	-	302 件 (平成 28 年度計画値:300 件)	362 件 (平成 29 年度計画 値:360 件)	422 件 (平成 30 年度計画 値: 420 件)	472 件 (令和元 年度計画 値: 460 件)	559 件 (令和 2 年度計画 値: 500 件)		経常利益(千円)	0	△51	△474	8, 667	△3, 802
									行政サービス実施 コスト (千円)	133, 122	118, 769	110, 723	_	_
									行政コスト (千円) 従事人員数		9	9	159, 852 9	86, 167 6

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期	日抽	中期計画

### 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 (見込評価) (期間実績評価) (1) インクルーシブ教育システムの <主要な業務実績> <評定と根拠> 評定 В 評定 В ① インクルーシブ教育システムの構築に 構築に向けて地域が直面する課題 評定:B <評定に至った理由> <評定に至った理由> の解決に資する研究の推進

### <主な定量的指標>

地域におけるインクルーシブ教 育システム構築への貢献度 90%以

### <その他の指標>

- ・地域実践研究の研究成果につい て広く普及を図ったか。
- インクルーシブ教育システム推 准センターのホームページの開設 やパンフレットの作成・配布等行っ たか。

<評価の視点> 特になし

向けて、地域や学校が抱える課題を本研究 所と教育委員会が協働して地域実践研究 は合計 58 件の地域実践研究事業 に取り組んできた。教育委員会は、地域実 践研究のサブテーマから地域の課題や実 │ 会全てから県・市のインクルー 情に応じたテーマを選択し、サブテーマご とに研究所の研究員、教育委員会から派遣 された地域実践研究員による研究グルー プを組織して研究活動を推進してきた。地 域実践研究員を1年間派遣する長期派遣 型に加えて、教育委員会からの要望を踏ま え、平成29年度より研究所への派遣が年 3回各2日間のみで、通常は地元において 研究を行う短期派遣型を導入した。また、 それぞれの地域の実情や特色、課題に応じ た取組を進めていくために、都道府県及び 指定都市教育委員会に加え平成30年度か ら市区町村教育委員会からの派遣を可能 とした。

各年度における参画自治体との協働で 推進してきた地域実践研究の件数は、平 | 考える具体的な根拠は以下のと 成 28 年度: 4 件、平成 29 年度: 13 件、 平成 30 年度:14 件、令和元年度:15 件、 令和2年度:12件 計58件であった。

毎年度、地域実践研究員の派遣元教育委 員会を対象として、地域におけるインクル ーシブ教育システム構築への貢献度に関 わる調査を実施し、全ての教育委員会より 「地域実践研究に参画して、期待通り計画 どおりの成果が得られた」及び「地域実践 研究への参画は、県・市のインクルーシブ 教育システムの構築に役立った」との回答 を得た。

具体的には、居住地校交流の推進のた めの 「交流籍」の制度化に向けて地域実践 研究を活用した自治体、小・中学校の通常

第4期中期目標期間において を実施した。参画した教育委員 シブ教育システム構築に役立っ たという回答を得るとともに、 研究成果が市の教育ビジョン等 に反映されたり、授業のガイド ラインとしてまとめられたりす るなど、積極的に成果活用され ており、地域のインクルーシブ 教育システム構築に大いに貢献 したと考える。

また、インクルーシブ教育シ ステム構築支援データベースに ついて着実に掲載件数を増や し、合理的配慮の理解推進に寄 与した。

所期の目標を達成していると おりである。

### <根拠>

- 地域実践研究の実施件数に ついては、中期目標期間終了 までに50件以上という目標を 8件上回った(実施件数:58 件、達成率 116%)。
- 地域におけるインクルーシ ブ教育システム構築への貢献 度 90%以上という目標につい て、平成28年度~令和2年度 までの5年間における地域実 践研究に参画した全ての自治 体から貢献したとの回答を得

中期目標に定められた業務が概ね達成 されたと認められるため。

### <今後の課題>

- ・定量的目標については、第4期中期目 標期間中、全ての項目において目標を達 成できており、特に地域実践研究の実施 件数が毎年度100%である点、インクル ーシブ教育システム構築支援データベ ース (インクル DB) の登録件数が着実に 増加している点が評価できる。今後とも 継続的な創意工夫が求められる。
- インクルーシブ教育システムの全国 的な構築のため、これまで参加したこと がない都道府県や市町村の教育委員会 に積極的に働き掛けるなどし、地域の課 題解決指導者の育成を図られたい。ま た、研修成果の効果的な活用方法及びそ の共有についても引き続き発信・普及願 いたい。
- ・インクル DB について、新たに文部科 学省の委託事業における実践事例や「交 流及び共同学習 | に関する実践事例を掲 載するなど、着実に事例数を増やしてい る点が評価できる。今後も、昨今の政策 に即した事例を追加するとともに、利便 性のさらなる向上を図る必要がある。

### <その他事項>

有識者からは以下のような意見があっ

・インクルーシブ教育システムの構築 については、それぞれの地域の課題に即

中期目標に定められた業務が概ね達成された と認められるため。

- ・地域実践研究の実施件数については、中期目 標に定める、中期目標終了時までに50件とい う目標値を 116% 上回り、58 件であった。
- ・地域におけるインクルーシブ教育システム 構築の貢献度については、中期目標に定める 90%以上という目標値に対し、平成28年度以 降毎年度100%を達成した。
- ・我が国唯一の特別支援教育のナショナルセ ンターとして、インクルーシブ教育システム の構築に向けた取組を進めていくことは法人 の大きな使命であり、重要度及び難易度が 「高」に設定されている。特に障害者の権利に 関する条約で示された新しい概念である合理 的配慮については、個々の状況に応じて提供 されるものであり、また、各学校設置者及び学 校が体制面、財政面も勘案し、個別に判断する こととなることから、国内における実践の積 み上げとその普及が重要である。システムの 構築のためには、地域の実情や特色、課題を踏 まえ、全国的な働き掛けが必要であるところ、 地域実践研究員の派遣について、平成29年度 には参加しやすい短期の派遣型を導入した点 や、平成30年度には都道府県のみならず市町 村の教育委員会も対象に追加した点を評価で きる。
- ・地域実践研究の研究成果については、実際に 派遣元地域の教育ビジョンに反映されたり、 授業のガイドラインとしてまとめられるな ど、着実に地域のインクルーシブシステム構

の学級の教員に対するインクルーシブ教 育システムの啓発を課題として地域実践 研究に参画し、校内研修モデルを作成し た自治体、教育委員会が策定した「教育ビ ジョン基本計画Ⅱ期」に本研究への参画 を位置づけた自治体など、本事業を積極 的に活用し、その成果を還元することで、 インクルーシブ教育システムの地域への 定着が図られた。

② 地域実践研究の研究成果は、「地域実践 研究事業報告書」としてまとめ、国や各都 道府県・市町村教育委員会、学校等に広く 提供し、成果の普及と活用を図った。

また、地域実践研究に参画した地域に おいて、地域実践研究フォーラム及び研 修会等を実施し、得られた成果を提供し ている。各年度における開催地域数と参 加者数は以下のとおりである。

平成 28 年度: 4 地域 340 名 平成 29 年度: 8 地域 1,200 名 平成30年度:7地域 1,100名 令和元年度: 5地域 770名 令和2年度: 4地域 500名

これら各地における地域実践研究フォ ーラムにおいては、幼稚園、保育所、認定 こども闌、小学校、中学校、高等学校、特 別支援学校の教職員など、様々な校種の 教職員を始めとして、県市町村教育委員 きているが、より多くの地域や ▮ 会の職員、関係機関からの参加も多く見 られた。参加者からは、校内で報告し教職 ていくことが課題である。 員と情報を共有する、地域の取組に活か していきたい、といった今後の広がりが 期待される意見が多く寄せられた。

 研究所セミナー(平成30年2月開催) において、平成29年度終了のインクルー シブ教育システム構築に向けた研修に関 する研究と交流及び共同学習の推進に関 する研究の2テーマを取り上げ、取組と成 果、今後の展望について報告し、地域実践 │ の活用を図っていく。 研究について情報提供を行うとともに、地 域の実情に合わせた取組を推進していく ┃は、インクルーシブ教育システ

(令和2年度末:100%、達成率 111%)

インクルーシブ教育システ ムの構築に関する情報及び地 域実践研究の取組や成果につ いては、センターのホームペ ージの開設及び掲載内容の随 時更新、インクルーシブ教育 システム普及セミナーや研究 所セミナーでの報告、年報や パンフレット等の配布、研究 所メールマガジンへの掲載、 各教育委員会訪問等を通し て、発信、理解啓発を図ること で、地域実践研究、インクルー 研究への参画数の増加につな がっている。

### <課題と対応>

いては、参画した自治体だけで 国の自治体での活用が図られて 学校で活用が図られるようにし

引き続き、成果について、ホート・諸外国のインクルーシブ教育システ 町村教育委員会、学校等での「地 域実践研究事業報告書」の活用、 普及フォーラムやセミナー等を 通して、広く提供するとともに、 地域や学校の実情と課題等に応 じた取組が進められるようなリ ーフレットを作成し、研究成果

第5期中期目標期間において

した研究を進め、確実に地域に定着する よう、実際に進んだ事例等の研究など、 今後も研究の推進が必要と考える。

- インクルーシブ教育システムに対し ての教育関係者の理解度が低い場合が あり、その必要性を感じていない教師 (特に、高等学校の教師は、受験で進学 をしてくるため高学力の学校ほど意識 が低い場合がある。)が多くいる学校ほ ど、理解が進んでいない現状があること を認識し、その内容の認知の質を上げる ことが喫緊の課題である。
- 第4期中期目標期間において、独立行 政法人国立特別支援教育総合研究所が インクルーシブ教育システム構築につ シブ教育システムに関する周 いて前向きに、積極的かつ先導的な研 知が図られた。これらの取組 │ 究・研修に取り組んでいることは、高く が、各自治体からの地域実践 | 評価できる。より一層の充実が図られる。 ことを期待する。
- ・海外の障害者教育に関する情報や、国 際的動向などを注視していくことも、日 地域実践研究の成果普及につ│本の特別支援教育の発展のためには重│ 要である。研究や情報発信について、ナ はなく、同様の課題を有する全 ショナルセンターとして、今後も継続し て、海外の最新情報についても情報収集 を図り、我が国の教育施策に寄与するこ とを期待する。
- ムページでの掲載、都道府県・市 │ ムの紹介は、日本の特別支援教育の実態 を掌握することからも重要な研究とな る。しかし、紹介にとどまることなく、 諸外国での特別支援教育において機能 している教育内容を、日本の特別支援教 育の現状に合わせ、如何に取り入れる か、という制度設計を行うことも、ナシ ョナルセンターとしての独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所の役割で もある。

築に貢献しており、各自治体から派遣された 職員と研究所職員が連携しながら、質の高い 取組を推進してきたことが分かる。また、「地 域実践研究フォーラム」や研修会等の実施を 通じて様々な関係者に成果の普及及び活用を 図ったことや、中期目標期間中、毎年度インク ルーシブ教育システム普及セミナーを開催 し、システム構築の意義について教育関係者 や保護者等に理解を広げてきたことは大いに 評価できる。

・また、インクルーシブ教育システム構築支援 データベースの登録件数については、更なる 充実を図り、中期目標に定める中期目標期間 終了時までに500件以上という目標値に対し、 平成28年当初は約300件だったところ、令和 2年度に目標を上回り、対中期目標値111.8% の 559 件に達した。また、年間約 18,000 件か ら32,000 件程度の事例ダウンロードが行われ ており、新しい概念である合理的配慮の理解 及び取組の推進の役割を果たしていると認め られる。

・障害者の権利に関する条約の批准を踏まえ た国際的動向の把握と海外の研究機関との研 究交流の推進については、諸外国の最新動向 の情報収集を行った上で、小冊子、ホームペー ジ、特総研ジャーナル、国際シンポジウム等で 発信するほか、諸外国との共同研究や海外へ の研究職員の派遣等を行うなど、諸外国と比 較しながら我が国のインクルーシブ教育シス テムの構築に向けた研究や情報収集・発信を 進めている点を評価できる。

### <今後の課題>

我が国のインクルーシブ教育システムの構 築に向けて、都道府県・市町村から派遣された 職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、 研究所がその成果を他の地域にも還元するこ と。成果については、広く一般にも活用される よう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村 等に幅広く提供すること。

ことの大切さを、質疑応答や討論を通して | ムの構築に関する地域や学校の | ・合理的配慮は通常の学級の先生方が | ・インクルーシブ教育システムの構築(障害者 参加者と共有した。また、会場での開催を│課題を解決するための「地域支│最も触れたい情報の一つである。その│ 中止とした令和元年度においても、セミナ 一参加予定者に地域実践研究の取組に関 する資料の参加申込者への送付や研究所 のホームページへの掲載を通して、取組と 成果を提供した。

- ③ インクルーシブ教育システム推進セン ターのホームページを開設し、インクルー シブ教育システムの構築に関する取組や インクルーシブ教育システム推進センタ 一の取組について、適宜更新を行い、周知 を図った。また、インクルーシブ教育シス テム推進センターの活動等の広報のため、 都道府県·指定都市·市区町村教育委員会 や教育センター等へ年報やパンフレット を配布した。このほか、研究所メールマガ ジンでの活動紹介、都道府県・市町村教育 委員会を訪問して取組の説明を行うなど、 インクルーシブ教育システム推進センタ 一の活動等の広報に努めた。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築に 関する理解啓発やインクルーシブ教育シ ステム推進センターの活動等を広報する ため、開催地域の教育委員会と共催し、「イ ンクルーシブ教育システム普及セミナー」 を以下のとおり開催した。

平成 28 年度:北海道·東北地区 平成 29 年度:九州·沖縄地区、

中国 • 四国地区

平成30年度:近畿地区 令和元年度:中部地区

令和2年度:全国(オンライン及びオン

デマンド)

平成28年度から令和元年度までの各地 区のセミナーでは、第1部はインクルー シブ教育システムに関するミニ講座のほ か、地域実践研究、国際動向調査、インク ル DB の活用等、インクルーシブ教育シス テム推進センターの活動報告、第2部は 各地域におけるインクルーシブ教育シス

援事業」を実施するが、事業展開 に際し地域実践研究事業5年間 の方法や成果等を活用し、より 多くの自治体での取組を推進す

- 際、インクル DB は重要な役割を果たす。 利用してみると検索の方法など、工夫が されており分かりやすい。しかし、現在 のインクル DB は、個人情報などの関係 から、どうしても文字情報が中心であ る。特別支援教育に初めて触れる方々を 極力減らし、写真や図示など視覚情報を 多く取り入れ、さらに分かりやすくする 必要がある。
- ・インクル DB の登録件数については、 着実に登録を進め、目標だった 500 件に 近づきつつある。このデータベースが、 学校における合理的配慮の参考となり 役立ったが、実際にどの程度活用された のかの検証や、今後、このデータベース をどのように扱っていくのか検討が必 要である。

- 差別解消法への対応を含む。) に係る各都道府 県・市町村・学校からの相談に対する支援の充 実を図ること。
- ・全国特別支援教育センター協議会が全国に おけるインクルーシブ教育システム構築にお いて重要な役割を果たすよう、その取組を支 対象と考えるならば、やはり文字情報は | 援すること。得られた知見については、国にお ける政策立案にも資するよう、関係者のプラ イバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

### <その他事項>

(有識者からの意見)

- ・インクルーシブ教育は、家庭・学校・地域の 連携が基礎であり、特に地域社会を構成する 多様な機関・団体との連携が欠かせません。 し たがって、今後は、インクル DB の拡充等によ り、従来未参加の自治体への情報提供、関心の 喚起、参加促進にむけての取組を期待する。
- ・インクルーシブ教育については、すでに海外 の事例の収集・研究調査が行われているが、そ れを比較検証しつつ、日本社会の具体化に向 けていかに適切に反映していくかが重要であ る。国際研究の難しさを乗り越えて、研究を深 めていただきたい。
- ・インクル DB では、幼稚園・学校における特 別支援教育に関する多様な実践事例が多く掲 載されており、また着実に事例数を増やして いる点が評価できる。小・中学校等の通常の学 級における合理的配慮の充実のために、実践 の様子や、学びの困難さに対する教材・教具の 活用例を、写真やイラストで分かりやすくす ることを期待する。
- ・インクルDBとして、合理的配慮の周知には 大変、役立ったと思われる。どのようなことが 合理的配慮であり、学校としてどのようなこ とが可能なのか、具体的に分かり、ヒントにな った。しかし、未だ合理的字配慮がマストとな らず、学校との話し合いがうまく成立しない

テム構築の取組等について、小学校、大 学、教育委員会等から報告を行い、インク ルーシブ教育システムの普及を図った。 令和2年度の全国を対象としたセミナー は、地域実践研究5年間の成果と地域で の活用、国際動向、外部有識者による講演 「インクルーシブ教育システムの構築の 現状と今後への期待」で構成し、この5年 間のインクルーシブ教育システム推進セ ンターの事業を総括し、教育関係者や保 護者等に対して広く成果を普及した。

開催地域における取組の報告や参加 者の感想は、インクルーシブ教育システ ム構築に向けた地域の実情に合わせた取 組の進展がうかがえるものであった。ま た、平成28年度に実施した北海道におい ては、平成29年度以降毎年度、北海道立 特別支援教育センターが主催し、普及セ ミナーを開催するなど、地域において着 実な普及の取組が見られた(令和元年度・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症 感染予防の観点から中止)。

(2)権利条約の批准を踏まえた国際 的動向の把握と海外の研究機関と の研究交流の推進

<主な定量的指標> 特になし

### <その他の指標>

- ・諸外国のインクルーシブ教育シ ステムの構築に係る最新動向を計 画的に把握し、公表したか。
- 海外の特別支援教育の研究機関 との研究交流の促進を行うととも に、特別支援教育に関する国際シン ポジウム等を開催し、広く教育関係 者等へ情報の普及を図ったか。

<評価の視点> 特になし

### <主要な業務実績>

- ① 諸外国のインクルーシブ教育システム ・ 諸外国のインクルーシブ教 の構築に係る最新動向について、所外の有 識者を平成 28~30 年度は客員研究員、令 和元年度からは特任研究員として委嘱し、 研究所職員と国別調査班を編成し、アメリ カ、イギリス、韓国、オーストラリア、フ ィンランド、スウェーデン等について以下 の基本情報を把握した。
- (1)基本情報(面積、人口、国民一人当た りの GDP)
- (2) 学校教育に関する基本情報(学校教育 に関する法令、近年の教育施策の動向 等)
- ・ 把握した海外情報については、毎年度発 行している特総研ジャーナルに「諸外国に おける障害のある子どもの教育」等のタイ トルで報告した。また、平成30年度、令 和元年度においては、小冊子「諸外国にお

### 〈根拠〉

- 育システムに係る最新の動向 について情報収集を行い、把 握した海外情報については、 小冊子、ホームページ、特総研 ジャーナル、国際シンポジウ ム等により、情報発信した。ま た、国に提供した資料が「新し い時代の特別支援教育の在り 方に関する有識者会議」の資 料として活用された。
- 海外の研究機関との研究交 流の促進については、韓国国 立特殊教育院(KNISE)と共同 研究、KNISE 国際セミナーへの 研究職員の派遣等の交流、フ ランス国立特別支援教育高等 研究所 (INS-HEA) と両国のイ

場合もあり、継続して情報を発信していくこ とは必要である。

- インクルーシブ教育システム推進センター として立ち上げ、特化して取り組んできたこ とは、各自治体の支援につながった。ただ、地 域差が大きい中、今後、その地域差をどのよう に把握し、対応していくかの検討が必要であ
- ・ 随害者権利条約の審査結果を分析し、他国の 状況や方向性を研究する必要がある。

けるインクルーシブ教育システムに関す る動向 に、「近年のインクルーシブ教育シ ステムに関する施策の動向」のほか、「障害 のある子どもの教育課程 | 等の項目を取り 上げて、各国の特徴をまとめるとともに、 出張した職員による調査結果や所内学習 会で得られた情報についても掲載した。小 冊子は、研究所で開催した各セミナー等で の配布をはじめ各都道府県・指定都市教育 委員会、小中・高等学校、特別支援学校の 関係機関等広く配布し、情報の提供を図っ

また、各期の特別支援教育専門研修に おいて、諸外国のインクルーシブ教育の 動向と状況などについて、最新の調査を 踏まえた講義を行った。このほか、「イン クルーシブ教育システム普及セミナー」 において、国際情報として、各国の障害者 の権利に関する条約の署名・批准の状況、 インクルーシブ教育システム構築のアプ ローチの分類、障害のある子どもの教育 の場などについて紹介した。これらの講 義や情報提供は、受講者や参加者にとっ ては、我が国と諸外国を比較し、教育実践 | <課題と対応> を振り返り、学びの機会となった。

② インクルーシブ教育システムの構築に | 育システムの構築のための諸外 関する最新動向を収集することを目的と して、イギリスのリーズ大学教育学部に2 的背景や文化、教育制度等の違 ヶ月間(平成 28 年 10 月~12 月、平成 29 Nを踏まえて、情報を把握・分析 年 10 月~12 月)、Visiting Academics とし、我が国に参考となるような して研究職員1名を派遣した。リーズ大学 | 取組を整理し、発信することが の研究者との研究交流のほか、イギリスの │ 課題である。 学校視察や国際学会での研究発表等を行 そのために、継続して主要国 った。

また、韓国国立特殊教育院 (KNISE) と の研究交流の促進と情報交換を行うこと を目的に、平成28年度、平成29年度に 研究職員1名を派遣し、KNISE からも研究 士が来所した。 平成 29 年 11 月からは、 KNISE が刊行する季刊誌への投稿、平成30 年度、令和元年度には、KNISE 開催の国際 セミナーでの日本の特別支援教育の報

ンクルーシブ教育システムの 現状や課題について情報交換 を行った。

また、イギリスのリーズ大 学教育学部に研究職員を派遣 し、研究交流のほか、学校視察 や国際学会での研究発表等を 行った。

 平成28年度から令和元年度 まで、毎年、NISE 特別支援教 育国際シンポジウムを開催 し、また、令和2年度はインク ルーシブ教育システム普及セ ミナーにおいて国際動向の報 告を行い、海外の特別支援教 育に関する情報を幼稚園、小・ 中,高等学校、特別支援学校等 の教員、教育・福祉・行政機関 の関係者等幅広い参加者に、 満足度の高い内容で提供し た。

「障害者の権利に関する条 約」に基づくインクルーシブ教 国の取組について、各国の歴史

の最新情報が得られるような体 制を整えていく。

告、令和元年度からは、KNISE がすすめる	
共同研究「教育課程に係る研究」への参画	
などを進めた。これらの研究交流を踏ま	
え、令和元年度7月には、研究交流協定に	
関する覚書の更新を行った。令和2年度	
11 月には、オンラインにより「日韓プレ	
セミナー」を開催し、with コロナ時代に	
おける日韓両国の障害のある子供に対す	
る支援事例等を報告するなどして研究交	
流を行った。	
・ 海外の特別支援教育に関する施策や実	
際の取組について広く情報提供すること	
を目的として、NISE 特別支援教育国際シン	
ポジウムを平成 28 年度から令和元年度ま	
で、毎年度1回開催した	
NISE 特別支援教育国際シンポジウムに	
は、幼稚園、小・中・高等学校、 特別支	
援学校等の教員、教育・福祉・行政機関の	
関係者等が参加し、参加者からは高い満	
足度が得られている。	
・ 平成 29 年度アンケート: シンポジ	
ウムの内容について、満足 42.4%、	
おおむね満足 50.8%	
・ 平成 30 年度アンケート: シンポジ	
ウムの内容について、満足 40.3%、	
おおむね満足 52.4%	
・ 令和元年度アンケート:シンポジ	
ウムの内容について、満足 47.8%、	
おおむね満足 38.2%	
令和2年度は新型コロナウイルス感染	
症感染予防の観点から、国際シンポジウ	
ムとしては開催せず、インクルーシブ教	
育システム普及セミナー(令和2年11月	
にオンライン(オンデマンド含む)で開	
催)における第二部「国際動向」として国	
際情報に関する普及を行った。	
・ JICA 研修プログラムによる視察を始め	
として以下の視察・見学者を受け入れ、日	
本における特別支援教育の制度、インクル	
ーシブ教育システム構築に向けた取組、研	
修課題のテーマに関する講義等を行った。	
また、教育行政や学校教育システム、障	

害のある子どもの教育の場などについ て、情報を交換した。

・平成28年度:24カ国 120名 ・平成29年度:29カ国 164名 ・平成30年度:17カ国 98名 · 令和元年度: 22 カ国 124 名

・令和2年度:新型コロナウイルス感染症

感染予防の観点から海外 からの視察・見学の要請

なし

(3)インクルーシブ教育システムの 構築に向けて、都道府県・市町村・ 学校が直面する課題の解決に資す る情報発信・相談支援の充実

### <主な定量的指標>

インクルーシブ教育システム構 築支援データベースの実践事例登 録件数 500 件以上

### <その他の指標>

インクルーシブ教育システム構 築支援データベースについて、閲覧 者の利便性向上のため、教育相談情 報提供システムと一体的に運用す るとともに分かりやすさや見やす さを考慮した工夫を行ったか。

<評価の視点> 特になし

### <主要な業務実績>

- ① インクルーシブ教育システム構築支援 データベース (インクル DB) について、令 和2年度末段階での掲載事例は 559 件で ある。データベースに掲載している事例 は、文部科学省委託事業において取り組ん だ実践事例であり、合意形成のプロセスを 含む事例である。
- 閲覧者の利便性向上を図るため、実践事 例の取組内容や活用方法を分かりやすく まとめた概要版を作成し、平成30年9月 からホームページに掲載するとともに検 索方法を掲載した。各年度の事例ダウンロ ード数は、以下のとおりである。
- · 平成 29 年度 17.512 件
- 平成30年度24.483件
- · 令和元年度 31,736 件
- · 令和 2 年度 24,520 件

また、「学校における交流及び共同学習 の推進について~『心のバリアフリー』の 実現に向けて~」(平成 30 年2月2日心 のバリアフリー学習推進会議) における 「(独) 国立特別支援教育総合研究所のホ ームページ等において、教職員等が活用 しやすいよう、交流及び共同学習の実践 事例等を充実」との提言に基づき、交流及 び共同学習に関する資料や実践事例の掲 載を進めた。

令和2年度には、新型コロナウイルス 感染症感染予防対策として、インクル DB のページに、学校における新型コロナウ 園、小学校、中学校、高等学校等

### 〈根拠〉

インクルーシブ教育システ ム構築支援データベース(イ ンクル DB) について、令和 2 年度末の掲載事例は 559 件で あり、中期目標終了期間まで の目標の 500 事例以上を 59 件 上回った。

学校現場等からの要望を踏 まえ、事例の概要版、「交流及 び共同学習」の実践事例と関 連情報、研修プログラム(案)、 新型コロナウイルス感染症感 染予防対策の情報を掲載する など内容の充実を図ってき

・ 各教育センターや関係機関 を通して特別支援学校の教職 員をはじめ、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校等の教職員 や教育行政担当者等に対し て、インクル DB に関する情報 提供を行い、結果として、年間 の事例ダウンロード数約 18,000 件から約32,000 件であ り、毎年度多くの活用が見ら れた。

### <課題と対応>

幼稚園、保育所、認定こども

イルス感染症感染予防対策や全国の特別 の教職員にインクル DB を広く周 支援学校の遠隔授業・動画配信の取組を 知し、活用を進めることが課題 掲載した。 である。 ・ 幼稚園、小・中・高等学校等の関係者へ インクル DB の活用に関するチ の周知を図るため、チラシを作成し、広く ラシを教育センターや園・学校 配布(平成30年度・令和元年度 各10,000 長会等関係する各機関や行事等 部) するとともに、インクルーシブ教育シ ┃ あらゆる機会において配布し、 ステム普及セミナー、研究所公開、研究所 ホームページの閲覧者を増やす セミナー等において、インクル DB 紹介コ とともに、引き続き、本研究所メ ーナーを設け、インクル DB の情報提供を ールマガジンや LINE 等での広報 行った。 や、各種開催行事等において、イ ンクル DB 紹介コーナーを設け、 ② 平成 29 年 2 月に、インクル DB の中に データベース等に関する情報提 「相談コーナー」を設け、都道府県・市区 横を行う。 町村又は学校からの「インクルーシブ教育 システム構築 | に関する相談の受付を開始 し、相談に応じている。相談コーナーにつ いては、チラシや普及セミナー等において 周知した。また、相談内容と回答の概略は 毎年度、国に提供した。また、本研究所の メールマガジンに定期的に紹介記事を掲 載するとともに、本研究所の LINE 画面に インクル DB へのリンクボタンを設定し、 スマートフォン等から容易に閲覧できる ようにした。 相談コーナーにおけるインクルーシブ教育 システムの構築に係る研修内容・方法の相談

### 4. その他参考情報

平成28年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、地域実践研究課題、インクルーシブ教育システム普及セミナーの計画見直しにより、翌年度に行うことになったことが大きな要因である。 令和2年度において予算額と決算額の差が10%以上であるが、インクルーシブ教育システム構築推進事業に従事する人員の減に伴い、人件費が減ったことが大きな要因である。

への対応に加え、インクル DB を活用した研修例についてインクル DB のトップ画面に掲載し、利便性や教育センター等における研修

での活用を図った。

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
II - 1	業務運営の効率化に関する事項							
当該項目の重要度、難易度	_	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124					

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	退職手当及び特殊要 因経費を除いた、対 前年度比一般管理費 3%以上の業務の効 率化	対前年度比△ 3%	_	△1.4%	△13.1%	△2. 2%	14.0%	△6.4%	
	退職手当及び特殊要 因経費を除いた、対 前年度比業務経費 1%以上の業務の効 率化	対前年度比△ 1 %	_	0.5%	△8.0%	△13.4%	△6.9%	3.5%	

### 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

- H	H# #	田田	<ul><li>中期計</li></ul>	- 1861

法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 (見込評価) (期間実績評価) 1. 業務改善の取組 <主要な業務実績> <評定と根拠> 評定 В 評定 В

# <主な定量的指標>

・退職手当、特殊要因経費を除き、対 前年度比で管理経費3%以上、業務 経費1%以上の業務の効率化

### <その他の指標>

務運営の効率化

<評価の視点> 特になし

中期目標に基づく中期計画及び年度計画等を推 進するため、平成30年度から毎年、予算編成方針 を策定し、事業の重点化を図った。

また、管理部門である総務部について、3課2室 12 係から3課2室8係体制に簡素化し、効率的な 運営体制を確保した。

予算管理の徹底を図るため、「研究活動」、「研修 法人で物品の共同調達等の協議を継続 ・調達等合理化計画の推進による業 | 事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育シス | し、期間中 17 の業務について実施する テム構築推進事業 | の業務ごと及び「一般管理費 | に予算及び支出実績を管理する体制を構築し、四 に取り組んだ。こうしたことから業務 半期ごとに予算執行状況を把握するとともに、第 運営について効率化が図られたと考え 3 四半期に予算執行状況を踏まえたうえで、予算 る。具体的な根拠は以下のとおりであ の有効活用を図るため補正予算の編成を行った。

> また、中期計画、年度計画に即した適切な執行に 努めた。所内に予算管理や経費削減等について通 知、周知を図り、業務運営コストの削減に努めた。

> これらの取組により、各事業年度の対前年度比 一般管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務 の効率化はばらつきがあるものの、中期目標期間 中全体では、各事業年度平均で一般管理経費は 2.1%、業務経費は4.6%の業務の効率化が図られ、 概ね目標は達成できた。

> 契約については、「独立行政法人における調達等 合理化の取組の推進について」(平成27年5月25 日総務大臣決定) に基づき、毎年度研究所の調達等 合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を実 施、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を 図った。

# 評定:B

第4期中期目標期間において、年度 によって達成度にばらつきはあった が、期間全体では、重点的な予算配分や 予算管理の徹底、契約の見直し等によ り業務の効率化を図ってきた。また、4 ことができ、業務運営の効率化に着実

### <根拠>

予算編成方針に基づき新規事業への 予算の重点配分や補正予算の編成等を 行うとともに、契約の見直しによる固 定的経費の削減を行った。また、職員に 対する予算状況の説明等の取組によ り、業務運営コストの縮減を図ること ができた。

退職手当、特殊要因等控除後の効率 化について、適宜予算管理体制の確立、 運用を整備し、目標達成に資する業務 運営を図ってきた。

### <課題と対応>

重点的な予算配分や予算管理の徹 底、契約の見直し等により、一般管理経 費3%以上、業務経費1%以上の業務 の効率化を図ってきたが、年度によっ て達成度にばらつきがあった。このば らつきを解消するため、より個々の業 務の予算管理の徹底に努めるととも に、更なる業務内容の見直しを図る。

### <評定に至った理由>

中期目標に定められた業務が概ね達成 されたと認められるため。

### <今後の課題>

・定量的目標については、第4期中期目 標期間中、年度によって達成度にばらつ 除いた、各事業年度の対前年度 きがあるため、継続的な業務運営の効率 化が可能となるよう、毎年度効果的な改 善策を検討し、実行に移す必要がある。

### <その他事項>

有識者からは以下のような意見があっ

・国の組織は大学を含め、独立行政法人 化されて以降、予算面での対応がさまざ まになり、難しい面も多く出ていること は、否めない。特に、多くの独立行政法 人が予算の減少、それを補うための外部 資金の導入等、研究・研修面の充実を図 るために予算確保が重要になり、そのた めの労力を掛ける時間も増加し、研究・ 教育・研修面の時間が割かれていること も事実である。このような独立行政法人 にあって、独立行政法人国立特別支援教 育総合研究所は、中期計画、年度計画を 適切に行い、その機能を維持しているこ とは、評価できる。

・独立行政法人化により、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所の諸活動 において、業務内容の再検討が図られ、 それぞれの業務における達成度や活動 内容に基づき、予算執行や管理が行われ ていることは評価できる。他方、気をつ けなければならないのは、目に見える成 果のみを求めることにより、時間が掛か り、その成果がすぐに目に見える形とし

### <評定に至った理由>

中期目標に定められた業務が概 ね達成されたと認められるた

・退職手当及び特殊要因経費を 比一般管理経費3%以上、業務 経費1%以上の業務の効率化に ついては、年度によりばらつき があるものの、中期目標期間中 全体では、各事業年度平均で一 般管理経費は 2.1%、業務経費 は 4.6%の業務の効率化が図ら れ、概ね目標は達成できたとい える。

### <今後の課題>

- 運営費交付金を充当して行う 業務については、事業の重点化、 管理部門の簡素化、効率的な運 営体制の確保、個々の業務の予 算管理の徹底、複数年契約等に よる調達等合理化の取組等によ り業務運営コストの縮減を図る
- 業務の実施に当たっては、電 子決裁の推進や、研修の案内や 申し込みのオンライン利用の推 進など、電子化できる業務の洗 い出し及び取組の検討を行い、 業務の効率化につなげること。

### <その他事項>

(有識者からの意見)

・業務改善に向けては、原則と

### 2. 予算執行の効率化

<主な定量的指標> 特になし

### <その他の指標>

・中期目標の各業務ごとに応じた、予 算と支出実績の管理体制の構築及び 運用状況

<評価の視点> 特になし

3. 間接業務等の共同実施

<主な定量的指標> 特になし

### <その他の指標>

・共同実施をした業務の実施状況、費 用対効果及び効率化等の検証状況

<評価の視点> 特になし

4. 給与水準の適正化

<主な定量的指標> 特になし

### <その他の指標>

給与水準の適正化の取組状況

### <主要な業務実績>

- 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、当研 究所においても業務達成による運営費交付金の 収益化を行い、「研究活動」、「研修事業」、「情報 普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築 推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管 理する体制を構築し、四半期ごとに予算執行状 況を管理・把握した。
- 予算執行管理体制を一層強化するため、独立行 政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程を 定め、予算責任者を指名して責任体制を明確化 すること等により、予算と支出実績を管理する 体制の強化を図った。
- 独立行政法人特別支援教育総合研究所運営費 交付金取扱規程を定め、業務達成基準による運 営費交付金の債務の適切な収益化、使途の特定 等に関して明確化した。

### <主要な業務実績>

基本方針を踏まえ、当研究所、独立行政法人 国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女 性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人の協議会で「物品の共同調達」、「間接事 務の共同実施」、「職員研修の共同実施」、「職員 研修の共同実施」について協議を継続してきた 結果、現在、「物品の共同調達」については6品 目、「間接事務の共同実施」については4業務、 「職員研修の共同実施」については、7種の研 引き続き4法人での協議会を継続し、 修を実施している。

中期目標期間中に 15 業務以上の実施につい て検討することとなっているところ、合計 17 の 業務について実施することができた。

### <主要な業務実績>

役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした 「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年 法律第95号)」に準拠している。また、役職員 の給与水準については、主務大臣より「給与水準 の比較指標では国家公務員の水準未満となって いること等から給与水準は適正であると考え る。引き続き適正な給与水準の維持に努めてい

### <根拠>

独立行政法人会計基準の改訂等を踏 まえ、当研究所においても業務達成に よる運営費交付金の収益化を行い、「研 究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、 「インクルーシブ教育システム構築推 進事業」の業務ごとに予算及び支出実 績を管理する体制を構築したほか、四 半期ごとに予算執行状況を作成し、役 員等に報告することにより、予算及び 支出実績の管理の向上を図った。

また、予算管理規程に基づき継続し て予算と支出実績を管理する体制を構 築・運用を開始し、強化を図った。

### <課題と対応>

予算規程等に基づき予算及び支出実績 の管理を確実に行い、適正な運用に努 める。

### <根拠>

中期目標において、15以上の間接業務 等を4法人が共同で実施することにつ いて検討することとなっているとこ ろ、中期目標期間中に17の業務につい て実施し、効果的・効率的な業務運営を 進めた。

### <課題と対応>

検証をしながら業務の効率化に努め

### <根拠>

研究所の給与水準については、国家 公務員の水準未満となっており、主務 大臣より、中期目標期間中、毎年度、適 正であるとの検証結果を得ている。

### <課題と対応>

引き続き、適正な役職員の給与水準を

ての成果になりにくい基礎研究がおろ そかにならないよう、充分留意すること を求めたい。教育研究は、企業での短期 に収益を上げることを目的とすること とは異なり、その成果を認めるには長い スパンが掛かる場合も多くあることを 指摘したい。

・人件費に関しては、国家公務員に準 じ、適切に施行されている。

して、予算の適切な配分と執行 が不可欠である。そこで、『独立 行政法人国立特別支援教育総合 研究所予算規程』を定め、予算 責任者を指名して責任体制を明 確化すること等により、予算と 支出実績を管理する体制の強化 を図った点を評価する。本研究 所、独立行政法人国立青少年教 育振興機構、独立行政法人国立. 女性教育会館及び独立行政法人 教職員支援機構の4法人の協議 会で「物品の共同調達」、「間接 事務の共同実施」、「職員研修の 共同実施」、「職員研修の共同実 施」について協議を継続し、「物 品の共同調達」については6品 目、「間接事務の共同実施」につ いては4業務、「職員研修の共同 実施」については7種の研修を 実施し、「中期目標期間中に 15 業務以上の実施について検討し としているところ、「合計 17 の 業務」について実施している点 は好ましい。本研究所は、民間 ではなかなかできない基礎的研 究の実行と幅広い教育行政の現 場とのネットワークづくりが使 命でもあり、日常的な達成すべ き課題でもある。研究調査分野 での連携のみならず、業務管理 についても連携が有意義である ので、今後も継続を期待する。

<評価の視点>	ただきたい。」との検証結果を得ており、毎年度、	維持するよう努める。	
寺になし	当研究所ウェブサイトで公表している。		
	・ 総人件費については、対前年度比で平成 29 年		
	度 10.2%減、平成 30 年度 4.9%減となってお		
	り、主な要因は退職者不補充等による職員数の		
	減少や退職手当の支給額の減少による。令和元		
	年度は対前年比4.4%の増となったが、退職者不		
	補充分の補充による職員数の増によるものであ		
	る。令和2年度は、対前年度比 11.0%増となっ		
	たが、退職者増による退職手当支給額の増加等		
	によるものである。		
	(単位:千円)		
	総人件費(最広義人件費)		
	平成 28 年度 811,304		
	平成 29 年度 728,804		
	平成 30 年度 692, 788		
	令和元年度 722,938		
	令和 2 年度 802, 380		
	月4日2十尺 002,000		

4. その他参考情報	
------------	--

特になし。

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関す	業に関する基本情報						
II - 2	財務内容の改善に関する事項						
当該項目の重要度、難易 度	難易度「高」 研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。		令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124				

	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最						当該年度までの累積値等、必要な
			終年度値等)						情報
	体育館の稼働率	中期目標期間終 了までに、50% 以上	_	22% (平成 28 年度計 画値: 30%)	44.1% (平成 29 年度計 画値:30%)	52.8% (平成 30 年度計 画値:40%)	52.3% (令和元年度計画 値:45%)	0.0% (令和2年度計画 値:50%)	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染症感染予防の観点から、体育館の利用を年間通じて中止した。
	グラウンドの稼働率	中期目標期間終 了までに、50% 以上	_	35% (平成 28 年度計 画値: 15%)	36.4% (平成 29 年度計 画値:15%)	41.3% (平成 30 年度計 画値:40%)	52.4% (令和元年度計画 値:45%)	0.0% (令和2年度計画 値:50%)	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染症感染予防の観点から、グラウンドの利用を年間通じて中止した。

3. 中期目標期間の業務に係る目標。	計画 業務宝績	中期目標期間評価に係る自己評価及び主発大臣による評価

	法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価					
主な評価指標等	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
1. 自己収入の確保	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	評定 B		
	<ul><li>当研究所では、国等の各種資金制度を活用</li></ul>	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>		
<主な定量的指標>	し、競争的資金の獲得に努めることとしてお	第4期中期目標期間は、組織的に競争的資金	中期目標に定められた業務が概ね達成	中期目標に定められた業務を		
特になし	り、第3期中期目標期間分の交付金額合計 135	の獲得に努め、第3期期間中より科研費の交付	されたと認められるため。	ね達成されたと認められる		
	百万円に比べ、第4期中期目標期間分の交付額	金額が増加している。また、体育館・グラウン		め。		
<その他の指標>	は合計 159 百万円であり、24 百万円増加した。	ドの利用について広報活動を充実し、稼働率を	<今後の課題>			
・外部資金の導入状況、自己収入の確	また、平成30年度から理事長裁量経費によ	毎年度着実に向上させるとともに、固定経費に	・定量的目標については、令和元年度時	<ul><li>・科学研究費補助金等の外表</li></ul>		
保	り、科研費等の外部競争的資金の採択に向け	ついて、東京事務所の廃止や、複合機の契約方	点において、いずれも目標を達成してい	争的資金の採択に向けては、		
	た準備に資する経費を措置し、組織的に競争	法の見直し、ペーパーレス化等による削減を図	る。他方、質の高い研究を可能にするた	織的な獲得に向けて尽力し~		
<評価の視点>	的資金の獲得に努めることにしている。	ることができた。これらの取組から、期間中に	め、組織全体として、科学研究補助金の	り、第3期中期目標期間分の		
特になし	研修員宿泊棟の宿泊料を含めた自己収入に	財務内容について十分な改善を図ったものと考	みならず、民間の外部資金の獲得に尽力	付金額合計 135 百万円とり		
	ついては、平成28年度から令和元年度までの	える。具体的な根拠については以下のとおりで	し、研究者を支援する必要がある。	し、第4期中期目標期間分の		
	間、増加している。令和2年度は、新型コロナ	ある。		付金額は計 159 百万円と、2		
	ウイルス感染症感染予防の観点から研究所が		<有識者からの意見>	万円増加させることができる		
	主催する研修をオンラインに切り替えたこと	<根拠>	・科研費等の外部競争資金は、研究成果			
	などから自己収入は前年度に比べ減となっ	科学研究費補助金の獲得に向け組織的に取り	を出すためのスパンが2年から長くて	・令和2年度から、給与明		
	た。	組み、第3期中期目標期間分の交付金額合計135	6年程度であり、児童生徒の成長のスパ	電子化を行い固定経費の削消		
		百万円に比べ、第4期中期目標期間分の交付額	ンを対象とした教育研究には短い期間	図ったことや、タイムレコー		
		は合計 159 百万円であり、24 百万円増加した。	になる場合も多くある。特に、教育基礎	ーを導入し全職員の出退勤行		
			研究は、数年の研究ではその成果が出に	を行うことにより、効率的な		
		<課題と対応>	くい場合も多くある。独立行政法人国立	務運営を図ったことを評価で		
		厳しい財政状況の中、期待される研究成果を	特別支援教育総合研究所は、特別支援教	ことができる。		
		上げるために、科学研究費補助金だけでなく、	育のナショナルセンターであり、日本の			
		民間の外部資金の獲得にも積極的に取り組み、	特別支援教育の基礎研究を行うところ	<今後の課題>		
		引き続き競争的資金の獲得及び自己収入の確保	でもある。それゆえ、短期の成果主義的	・国の政策動向に即応した村		
		に努める。	な研究のみではなく、国として行うべき	的な研究の推進を図ると		
			特別支援教育研究の基礎研究の充実を	に、研究の多様性を確保する		
2. 体育館及びグラウンドの外部利	<主要な業務実績>	<根拠>	図ることが重要であり、それを行うこと	め、組織として、積極的に競		
用の促進	・ 体育館について、研修事業での活用を図ると	外部利用促進のため、広報活動や利用方法の	が求められる。	的資金等の外部資金導入を		
	ともに、体育館及びグラウンドの障害者スポー	周知を図り、体育館及びグラウンドともに令和		こと。また、受益者負担の済		
<主な定量的指標>	ツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進す	元年度に目標を上回る稼働率を達成することが	・施設設備の外部利用については、障害	化や他の独立行政法人の状況		
・体育館 50%以上、グラウンド 50%	るため、「体育館及びグラウンドの外部利用の	できた。	のある児童生徒に対しても、積極的に行	踏まえながら、自己収入の研		
以上の稼働率確保	促進に向けての対応方針」を策定し、外部利用		っていただきたいが、安全面での十分な	を図ること。		
	促進に努めた。	<課題と対応>	対策や配慮をお願いしたい。			
<その他の指標>	・ 上記方針に基づき、広報活動の充実・利用可	ポストコロナにおける体育館及びグラウンド		・宿泊研修施設や体育館及び		
特になし	能日の充実等により、令和元年度に稼働率	の利用に当たって、安心して利用できるよう施	・体育館やグラウンドの稼働率が年々	ラウンドについては、更なる		
	50%以上を達成した。なお、令和2年度は、新	設の感染対策を徹底する。また、利用再開時に	上昇しており、取組が評価できる。オリ	用促進に向けた取組を行い、		
<評価の視点>	型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、	は、近隣地域や障害者スポーツ団体等に対する	ンピック・パラリンピック開催の観点か	働率の向上を図るとともに、		
特になし	体育館及びグラウンドの利用を年間通じて全	丁寧な広報活動に努める。	らも、障害者スポーツでの利用を含め、	期的に料金を検証し、自己中		

3. 保有財産の見直し

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標> 特になし

<評価の視点> 特になし

4. 固定的経費の節減

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標> 特になし

<評価の視点> 特になし

面的に中止した。

### <主要な業務実績>

- 毎年度、施設環境委員会において、独立行政 法人国立特別支援教育総合研究所固定資産の 減損に係る会計処理細則に定めた基準に基づ き、保有財産の保有の必要性を判定している。
- 外部利用の促進に努め、令和元年度は体育 館・グラウンドの稼働率 50%以上を達成した。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症 感染予防の観点から、体育館及びグラウンドの利 用を年間通じて全面的に中止した。

### <主要な業務実績>

- 複合機の契約方法の見直し、所内各種会議に などを推進し固定経費の節減を図った。
- 東京事務所(学術総合センター)を平成30 年3月末に廃止し、年間約1,000千円の経費削 減を行った。
- ・ 令和2年度から給与明細の電子化を行い、固 定経費の削減を図った。
- 令和2年度からタイムレコーダーを導入し、 全職員の出退勤管理を行うことにより、効率的 な業務運営を図った。
- 短期借入金該当なし
- 剰余金該当なし
- ・ 次期中期目標期間にわたり契約を締結して いるソフトウェア等のライセンス料に係る前払 費用を繰り越す。

### <根拠>

保有財産については研究・研修事業等に活用 されており基準を満たしていることから、保有 は必要なものと判断している。

### <課題と対応>

保有財産の有効活用に努め、施設環境委員会 で必要性について確認を行うなど、不断の見直 しを行う。

### <根拠>

旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種 おけるタブレット端末の活用等によるペーパ 会議におけるタブレット端末の活用等により、 ーレス化、旅費等の支払通知等の電子メール化 ペーパーレス化を推進し、コピー用紙及び印刷 代の削減に努めたほか、平成29年度に見直した 複合機に関する契約を中心に、固定的経費の削 減を図ることができた。

### <課題と対応>

新たな生活様式と日常を取り戻した状況を見据 えた柔軟に対応できる契約の見直しや会議等の ペーパーレス化を推進するとともに、新たな取 組を検討することにより、固定的経費の削減を 図る。

引き続き積極的な広報に努めてほしい。
の拡大を図るために必要な措置

体育館・グラウンドとも、学校におけ る障害者スポーツの指導や普及に関す <その他事項> る取組の検討も望まれる。

を講じること。

(有識者からの意見)

・研究機関としての適切な自己 資金の確保に向けて、外部競争 資金としての科学研究費補助金 の確保は研究の質に関する客観 的評価を反映する一つであり、 組織的に集中的に最優先に取り 組むべき方向である。他の大学 や研究機関の研究者との連携を 含めて、その努力を継続してほ しい。

### 4. その他参考情報

特になし。

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
II - 3	その他業務運営に関する重要事項			
当該項目の重要度、難易	· 一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3.	中期目標期間の業務に係る目標、	計画、	業務実績、	中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
	中期目標・中期計画			

ナル河 年長年 休	法人の業務実績・自己評	価	主務大臣によ	る評価
主な評価指標等	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
1. 内部統制の充実	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	評定 B
	<ul><li>内部統制委員会を設置し、法人の業務の適正を確保</li></ul>	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
<主な定量的指標>	するための体制の運用方針を定めた「独立行政法人国	第4期中期目標期間において	中期目標に定められた業務が概ね達成	中期目標に定められた業務が概
特になし	立特別支援教育総合研究所内部統制システムの運用方	は、新たに所内に内部統制委員会	されたと認められるため。	ね達成されたと認められるた
	針」を策定するとともに、災害に関するリスク、業務	を設置し、業務に関するリスク、		め。
	に関するリスク等の対応計画(アクションプラン)を	災害に関するリスク等の対応計	<今後の課題>	
<その他の指標>	策定した。また、アクションプランどおりの対応がと	画 (アクションプラン) をとりま	・我が国の特別支援教育推進のために	・内部統制の充実については、
特になし	られていたかについてモニタリング(評価)を実施す	とめ、それに基づく対応を行うな	は、学校現場の実態を踏まえたエビデン	新たに内部統制委員会を設置
	るなど、内部統制システムの充実・強化を図った。	ど、内部統制の充実・強化を図っ	スベースの実践的研究等を推進する必	し、業務に関するリスク、災害
	・ 理事長が主宰する月2回の総合調整会議において各	てきた。また、施設の老朽化等を	要がある。そのためにも、研究所に隣接	に関するリスク等の対応計画
<評価の視点>	部・センターへの情報の共有・伝達を徹底した。また、	勘案し、改修を計画的に進めた。	する筑波大学附属久里浜特別支援学校	(アクションプラン) をとりま
特になし	掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職	さらに、研究所の諸事業を効率的	との連携・協力が不可欠であり、連携の	とめ、それに基づく対応を行う
	員へ円滑に情報共有が図られるようにした。	に行うため、組織改編を行うな	強化に向けた体制の充実や取組を加速	など、内部統制の充実・強化を
	・ 定期的に内部監査及び監事監査を行い、監査後は監	ど、効果的・効率的な業務運営に	することが求められる。	図った点を評価できる。
	査結果を理事長へ迅速に報告した。また、理事長は監	努めた。これらのことから、所期		
	査結果をもとに各部署に必要な指示を行った。	の目標を達成しているものと考	<その他事項>	・情報セキュリティ対策の推進
		える。具体的な根拠は以下のとお	有識者からは以下のような意見があっ	については、政府の統一基準群
		りである。	た。	に対応すべく、関連規定等の改
			・理事長のリーダーシップに基づく自	正や情報システムの防御力を強
		<根拠>	主的・戦略的な組織運営、適切なガバナ	化するなど、必要に応じた対応
ı		左記の業務実績により、理事長	ンスにより、国民に対する説明責任を果	を行うとともに、全職員に対す
		のリーダーシップの下、リスクマ	たしつつ、法人の政策実施機能の最大化	る所内説明会や e ラーニング形
		ネジメントの向上、組織内部の情	を図るため、内部統制の推進に関する委	式の研修を実施するなど組織的
		報の伝達の円滑化、監査結果の伝	員会等を設置し、内部統制システムの充	対応能力の強化を図った点を評
I		達による業務改善が図られ、内部	実・強化を図ったことが評価できる。	価できる。
		統制の充実・強化が図られた。		
ı			・今日の情報化社会において、情報セキ	・ 隣接する筑波大学附属久里浜
		<課題と対応>	ュリティ対策の改善は必要不可欠であ	特別支援学校との連携について
ı		監査で指摘があった事項につ	り、国の機関として高い水準の維持が求	は、共同研究を行ったほか、毎
		いては、必要な対応を行うととも	められる。今後も定期的に情報セキュリ	年度研究所公開と学校公開を同
		に、次年度も継続的に監査を行	ティ・ポリシーの見直し等を行い職員の	日に行うなど、連携しながら地
		い、業務改善が図られているか確	意識向上を図っていただきたい。	域への特別支援教育の理解啓発
		認し、引き続き内部統制の充実・		活動を進めた点を評価できる。
		強化に努める。また、所内の各種	・情報セキュリティ対策は、近年、イン	
		委員会について構成を見直し、理	ターネット環境の広がりにより、喫緊の	・施設・設備については、中期
		事長のリーダーシップの強化を	課題となっている。その一層の充実が求	計画に基づき、施設の老朽化等
ı		図る。	められる。この情報セキュリティは、情	を勘案し、計画的に改修工事を
1			報化社会の進展の速度も速まっており、	行ったことや、保有施設の長寿
			恒常的に対応しなければならない。シス	命化を目的とした計画を策定し

### 2. 情報セキュリティ対策の推進

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標> 特になし

<評価の視点> 特になし

### <主要な業務実績>

関係規程等の整備・見直し

政府の情報セキュリティに関する統一基準群に対 応するため、平成28年度においては「政府機関等の情 報セキュリティ対策のための統一基準群(平成28年度 版)」に準拠するために情報セキュリティポリシー及 び関連規程等の改正を行うとともに、現状を踏まえた 手順の見直しや実施手順等の改正を行った。また、平 成30年7月に、「政府機関等の情報セキュリティ対策 のための統一基準群」が改定されたことを踏まえ、研 究所の関係規定の見直しを行い、平成31年4月1日付 けで、情報セキュリティポリシーを改訂するととも に、情報セキュリティ対策推進チームの設置や情報セ キュリティインシデント対処手順、情報セキュリティ に関する教育実施計画の見直し、情報システム管理台 │ は、近年、サイバー攻撃への対応 帳の更新、約款による外部サービスの利用手順の見直 し、外部委託にかかる規定の見直し、非常時優先業務 を支える情報システムの決定等、情報セキュリティ水 準の維持に努めた。

リスクの評価

平成28年12月に電子計算機システム(研究所の基幹 システム及びネットワーク)一式を更新する際、各種 サーバなどに潜む脆弱性(システムのセキュリティト )の参加を引き続き行っていく。 の弱点)を洗い出した上で、研究所情報システムがイ ンターネット経由で攻撃を受けた場合を想定した脆 弱性診断及びその結果を踏まえた対策を施し、情報シ ステムの防御力を強化した。

また、毎年度、情報セキュリティ委員会を開催し、 研究所の基幹システム及び財務会計システム、人事給 与システム等について、連絡体制の確認、情報システ ム台帳の整備等を行うとともに、監査での指摘事項へ の対応等を行った。

自己点検の実施

研究所の情報セキュリティレベルの維持・向上を図 ることを目的に、研究所の情報セキュリティ対策基準 において実施が求められている情報セキュリティ対 策の実施状況について、毎年度、各人が自ら確認する ための自己点検を行い、各人の情報セキュリティ意識 の向上を図った。

情報セキュリティ監査

機密性の高い情報を取り扱う部署に対して情報セ キュリティ監査を実施し、自己点検や監査の結果等か ら徹底されていない事案への対処方法、情報セキュリ <根拠>

政府の統一基準群に対応した 情報セキュリティ対策を講じる とともに、実効性を高めるための 手順書の作成、見直しを図ってい る。また、職員を対象とした研修 会や標的型メール訓練、自己点検 を実施したことにより、情報セキ ュリティ水準の維持向上及び職 員の情報セキュリティ意識の向 上を図ることができている。

### <課題と対応>

情報セキュリティに関して が課題となっている。このため、 物理的な防御措置及びヒューマ ンエラーを防ぐための措置を適 切に行っていく必要があるが、そ の企画立案を行うための情報収 集の実施やサイバーセキュリテ ィ人材育成のための研修会等へ

テム管理とそれに対する投資を迅速に 行うことが求められる。

- ・筑波大学附属久里浜特別支援学校で の研究は学校現場の実態を把握しなが らの研究として重要な取組である。地方 の学校現場と状況の違いもあることが 予想されることから、このような研究を 地方の学校でも取り組めるような工夫 を検討していただきたい。
- 特別支援教育の教育研究のみならず、 教育研究は、ともすると諸外国の教育研 究の紹介のほか、本や統計のみを基に研 究することもある。そのような教育研究 も必要ではあるが、ナショナルセンター としての独立行政法人国立特別支援教 育総合研究所として、特別支援学校との 連携協働により、より実践的・具体的な 研究を行うことは、重要な研修であり、 一層の進化・発展が特別支援教育実践研 究として期待される。
- ・研究所は研究機関であるが、実践を行 っている筑波大学附属久里浜特別支援 学校が、立地的にも隣接している。今後 も、研究している内容と実践が関連し、 より効果の高いものとなるよう連携の 推進に努められたい。
- ・国内で多発する自然災害等の状況下 において、特別支援教育の拠点としての 機能を果たす上で、重要な整備である。
- ・情報セキュリティは、情報化の進展の 速度に合わせ(今日、その速度は、相当 な速度で目々進化している)ハード面で ・ 令和3年2月に策定した「イ の充実を図ることが求められる。それに は、施設・設備や機器・機材の更新速度 計画) に基づき、業務の円滑な も早くなっており、それへの対応も求め られる。そのことに対応できる予算配分 を考える必要がある。また、機器・機材 を運営管理する人的な補償も重要とな

た点を評価できる。

・人事については、円滑な業務 運営の観点から、適時適切に組 織改編を行ったこと、関係機関 との人事交や新規採用などによ り人材確保を図ったこと、職員 研修を他の独立行政法人との共 同実施により行うなど、人材確 保・ 育成が図られている点を評 価できる。また、働き方改革の 一環として、平成30年度からテ レワーク制度を導入し、令和2 年度からはタイムレコーダーに よる労働時間の管理や書面の押 印手続きの簡素化など、働き方 改革を推進している点を評価で きる。

### <今後の課題>

- 学校現場の実態を踏まえたエ ビデンスベースの実践的研究等 を推進するため、研究所は、久 里浜特別支援学校をはじめ特別 支援学校等と連携し、障害のあ る子供の教育に関する実際的・ 総合的な教育研究の推進を図る こと。また、久里浜特別支援学 校をはじめ特別支援学校等での 実践研究の充実に向け、積極的 な協力を行うこと。研修におい ても、久里浜特別支援学校での 実地研修をカリキュラムに盛り 込むなどして、研修受講者の専 門性向上を図ること。
- ンフラ長寿命化計画(個別施設 実施に必要な施設整備を進める とともに、管理施設の長寿命化 のための計画的な修繕・改修等 を推進すること。

ティ関係規程の実効性などを検証し、情報セキュリテ ィ対策の見直し検討を行った。

- 情報セキュリティに関する教育・訓練・研修 全職員に対して情報セキュリティの国の方針及び 関連制度や現状、研究所に求められている対策などに 関する所内説明会を開催するとともに、新任職員を対 象として、情報セキュリティポリシーの理解及び被害 の未然防止方法の修得を目的とした研修を実施した。 さらに、職員が標的型攻撃メールの特徴を理解し、 対処方法を修得するため、全職員を対象に標的型メー ル攻撃に関する模擬訓練及びeラーニング形式の研 修を実施して、組織的対応能力の強化を図った。
- ・ PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善 情報セキュリティ委員会において、自己点検や標的型メ ール訓練、監査等の結果を共有し、情報セキュリティ対 策の重点推進計画の策定や各部署での改善、今後取り組 むべき事項の検討に役立てている。
- 3. 筑波大学附属久里浜特別支援学 校との連携・協力

<主な定量的指標> 特になし

### <その他の指標>

筑波大学附属久里浜特別支援学校 と教育研究の推進を図る取組を行っ たか。

<評価の視点> 特になし

### <主要な業務実績>

- 筑波大学附属久里浜特別支援学校と当研究所は、相 互の連携による教育研究交流を推進し、第4期中期目 | 学校との連絡会議や研究協力機 標期間においては、「特別支援学校(知的障害)に在籍 する自閉症の幼児児童生徒の実態の把握と指導に関す る研究」において研究協力機関として共に研究を推進 した。また、毎年度、研究所公開と学校公開を同日に | 営に資することができた。行事や 行い、地域への特別支援教育の理解啓発活動を共に行 うなど連携した取組を行った。
- ・ 筑波大学と当研究所は、効率的・効果的な業務運営 のため共同調達を実施することに平成27年2月に基 本合意し、共同調達に関する協定書を締結し、筑波大 学の附属学校給食と当研究所の食堂運営委託業務を令 和元年度まで共同で調達してきた。

### <根拠>

筑波大学附属久里浜特別支援 関として研究を推進したこと、共 同調達の取組(令和元年度まで) を通じて効果的・効率的な業務運 事業の広報活動も互いに協力す ることで、効果的に行うことがで きた。

る。

### <課題と対応>

教育研究分野や当研究所での 研修において、筑波大学附属久里 浜特別支援学校との連携を強化 していくことが課題であり、今後 も相互に意義ある連携となるよ う学校と意見交換を行いながら、 研究をはじめとした取組の充実 を図っていく。なお、学校給食・ 食堂運営委託業務の共同調達は、 令和2年度から、食品衛生法の一 部改正に対応するため断念せざ るを得なかった。

・新規採用や人事交流、多様な 専門性を有する研究職員やデジ タル技術を利活用できる専門人 材等の採用・活用等により、研 究職員・事務職員の幅広い人材 の確保を図ること。また、研修 等の実施により、職員の計画的 な資質向上及び育成を図るこ と。評価に関しては、研究者が 行う、外部資金等による多様な 研究活動の業績を人事評価に適 切に反映させ、更なる研究力の 向上につなげること。以上につ いて、人材確保・育成方針を策 定すること。

### <その他事項>

(有識者からの意見)

- ・理事長が月2回の総合調整会 議を主宰し、各部・センターへ の情報の共有・伝達を徹底した 点、掲示板システムを備えた情 報システムを活用し全職員へ円 滑に情報共有が図られるように した点は、コロナ禍という危機 において、実質的に機能したと の自己評価に注目する。今後は こうした取り組みのマンネリ化 を防止し、持続可能なシステム としての機能発揮を期待する。
- <今後の課題>として記述さ れている「研究所に隣接する筑 波大学附属久里浜特別支援学校 との連携・協力が不可欠であ り、連携の強化に向けた体制の 充実や取組を加速することが求 められる。」とあるが、学校現 場の実態に基づく「EBPM (Evidence-Based Policy Making)」を保障する意味でも 的確に連携の持続可能性を担保

4. 施設・整備に関する計画

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標>

研究所の業務の円滑な実施に必要 な施設整備を進めたか。

<評価の視点> 特になし

5. 人事に関する計画

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標>

- 業務運営の効率化や業務量の変動 に応じた柔軟な組織体制の構築に努 めたか
- ・新規採用や人事交流により幅広い 人材の確保を図ったか
- ・職員研修の計画的な実施及び他法 人との共同実施による職員研修を行 ったか
- ・常勤職員について業務等を精査し 職員数の適正化に努めたか

<評価の視点> 特になし

### <主要な業務実績>

- ・ 第4期中期計画に基づき、研究活動、研修事業、情 報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事 業等の業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、 施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修工事を行い、 予定どおり竣工した。
- 限られたリソースの中でも施設の持続可能性を担保 し、将来にわたって当研究所のインフラ機能を最大限 | 研究所業務の円滑な実施及び施 発揮させ続ける観点から、保有施設を長寿命化させる │ 設の長寿命化を推進するため、費 ことを目的として「国立特別支援教育総合研究所イン | 用の平準化を図りながら、計画的 フラ長寿命化計画(個別施設計画)|を令和2年度に策 定した。

### <主要な業務実績>

・ 研究所の諸事業を効率的に行うため、平成28年度に インクルーシブ教育システム推進センターを設置し4 成や、人事交流及び客員研究員の 部1センター制に組織改編するとともに、平成29年度 │採用等により、研究所の諸事業の に発達情報教育を推進する業務を行うため発達障害教 効率化、職員の適正な配置、研究 育推進センターを設置し4部2センター制とした。

研究職員の部・センター・研究班の配置を毎年見直 計画を達成した。 し、業務量の変動等に応じて柔軟な組織体制を構築す るとともに、教育委員会等との人事交流や客員研究員 <課題と対応> の採用等により人材の確保を行い、職員の計画的かつ 適正な配置を行った。

職員研修については、独立行政法人国立青少年教育 | 努めることで、適正な職員配置等 振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政 に努めていく。 法人教職員支援機構及び当研究所が共同で職員研修を 実施することで、単独実施では困難な研修や業務の効 ┃ 究所の業務内容や実施方法等に 率化、経費の削減を図ることができた。

常勤職員数については、業務量を勘案し以下のとお りとした。

(各年度4月1日現在)

平成 28 年度 71 名

平成 29 年度 68 名

平成 30 年度 67 名

令和元年度(平成31年度)

69 名

令和2年度 70名

中期目標期間中における令和2年度までの人件費総 額は、2,844 百万円であり、中期計画における「人件費

### <根拠>

研究所業務の円滑な実施及び 施設の長寿命化のため、計画どお り、施設・設備の整備を行い、中 期目標・中期計画を達成した。

### <課題と対応>

に改修等を実施する。

### <根拠>

業務量に応じた柔軟な組織編 活動等の強化を図っており、中期

引き続き、柔軟な組織体制の構 築や人事交流等で人材の確保に

また、ポストコロナにおいて研 変更が生じた際に、柔軟に対応で きるようにする。

していただきたい。

総額見込み」額を下回っている。	
・働き方改革 働き方改革の一環として、テレワーク制度を平成30 年度に導入し、令和元年度から本格運用を開始した。 また、令和2年度から労働時間の客観的な把握のため、 タイムレコーダーによる記録方法を導入した。また、 書面の押印手続きについて必要性を検討し簡素化に取 り組んだ。	
・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止	
令和2年2月以降からの新型コロナウイルス感染症	
感染拡大防止のため、導入済みのテレワークを推進す	
るとともに、時差出勤の制度を変更し、通勤時間の選	
択肢を拡充するなどの対応を行った。職員の出張につ	
いては、緊急事態宣言下において延期・中止・オンラ	
インによる実施とした。また、所内会議については、	
オンライン会議等で対応することとし、外部有識者と	
の研究協議会等の各種事業についても、オンラインに	
よる実施とした。	
体育施設(体育館・グラウンド)の貸出、図書室の	
利用 研究所見学について 外部受入れを取りやめた	

4	その他参	土地丰田
4	<b>~ (/ ) 細 </b>	~~~~

特になし。

(別添) 中期目標、中期計画

1 回の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	項目別調書 No.	中期目標	中期計画
権制条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国内外の障害者施策を取り巻く状況 の変化等を陪まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織 的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精 遼、重点化して実施し、隙害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現 に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国 との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果 を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府具教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関、団体と日互の課題製、研究方法・研究策などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与する まう国に提供するとともに、都道所具教育委員会・特別支援教育とより 広く一般にも公開するなど、都が成成果やで開及を観さまります。 は持続] ・ インクルーシブ教育システム構築に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 「指標] ・ インクルーシブ教育システム構築に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証することともに、都道所具教育委員会・特別支援教育センター等はもとより 広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 「指標] ・ インクルーシブ教育システム構築に対ける取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査を研究とび地域実践研究の実施に当たっては、国との密核な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精強、重点化して、毎年度概ね10~11 課題を実施することを確定を得まましく相談を実施する。  研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府具等教育を発行を保護して、毎年度概ね10~11 課題を実施する。  研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府具等教育を異なるとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究に一、次調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究に一、表述を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究に一、文調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究を実施するとともに、研究計画を立案が表述を表述を表述を表述されて、研究を研究を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	<u>I - 1</u>	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及
・ 教育委員会、学校等の教育現場におりる研究成果の活用状代(耐修会等への活用実 績や授業実践への活用実績等)を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用され る。 【重要度:高】【優先度:高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与す ることはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する 等、重要度、優先度は高い。  《④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究について は、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、受按長会、保護者団体、大 学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することに より、より効率的かつ効果的に研究を推進する。  ③ 終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用 状況(研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等)について毎年度アンケート 調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。	推進と研究成果の普及	の変化等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】・インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度10件程度実施する。(平成23年度:16件、平成24年度:10件、平成25年度:10件、平成26年度:11件、平成27年度:11件)・教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等)を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 【重要度:高】【優先度:高】研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する	果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。  イ 基幹研究:文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究 (横断的研究)各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究 (原則5年間) (障害種別研究)各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究 (原則2年間) 地域実践研究:インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究 (メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則2年間)  ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、毎年度概ね10~11課題を実施する。  ③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。  ④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。  ⑤ 終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況 (研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等) について毎年度アンケート
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 (2) 評価システムの充実による研究の質の向上		(2) 評価ンスアムの充実による研究の質の向上	(2) 評価ンスアムの充美による研究の質の回上 

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

### 【指標】

- ・ 研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究において高い評価(5段階評価で4以上)を得る(平成23年度~平成26年度実績:全ての研究で4以上の評価)。
- ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価(5段階評価で4以上)を得る。
- ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。
- (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

### (1) 国の政界課題や教育現場の一个寺に対応できる指導者の専門性の同コ

### I - 2

国の政策課題や教育現場のニーズ 等に対応できる指導者の専門性の 向上 (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育 政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における 障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道 府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場 等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集中と選択の観点から、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を早急に策定すること。

さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、PDCA サイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

### 【指標】

- ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導 的役割の実現状況について80%以上の達成を図る。
- ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る。

### 【優先度:高】

各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。

- ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これに基づき、次の研修を実施する。
- イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修(約2か月間の宿泊研修)
  - ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース (視覚障害教育専修プログラム) (聴覚障害教育専修プログラム) (肢体不自由教育専修プログラム)

(病弱教育専修プログラム)

知的障害教育コース (知的障害教育専修プログラム)

・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース (発達障害・情緒障害教育専修プログラム)

(言語障害教育専修プログラム)

- ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会:各都道府県等に おいて指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現 場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各2~3日間の 宿泊研修)
  - · 就学相談·支援指導者研究協議会
  - 発達隨害教育指導者研究協議会
  - 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
  - ・ 特別支援教育の ICT 活用に関わる指導者研究協議会
- ② 研修の実施に当たっては、教職員支援機構などの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式

(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。

これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

### 【指標】

- 講義配信の受講登録者数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上とする(平成28年1月現在登録機関数:1,156機関。平成28年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。)
- ・ 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上とする。

## 【重要度:高】【難易度:高】

各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。

### I - 3

## 戦略的かつ総合的な情報収集・発 信の推進

(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策 及び現状や課題、研究所の存在や活動内容(研究内容やその成果)等について、学校、 民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ること ができるよう、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急 に策定すること。

また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場

を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。

③ 任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の 実現状況についてのアンケート調査(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)を実施し、80%以上の達成を確保する。

また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCA サイクルを重視した研修の運営を行う。

- (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援
- ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。
- イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、 内容及び運用の改善を図る。
- ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。
- ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認 定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び 免許状更新講習を実施する。

免許法認定通信教育の実施に当たっては、免許取得率の低い領域から優先的に科 目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。

免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上を確保する。

- (1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進
- ① 特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に貢献するため、研究所に おける情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に 「広報戦略」を策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行 う。
- イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践

の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全 ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の 普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推 進すること。

### 【指標】

・ 情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、研究所メールマガジン講読者に対して、研究所ホームページの有用度(研究所ホームページの使いやすさ、情報量の多さ、情報の検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善する。平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案し、更なる改善のための指標を検討する。

### 【重要度: 高】

特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であり、重要度は高い。

### (2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に、発達障害教育に関するインターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図ること。

また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための取組を実施すること。

に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。

- ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。
- ② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が 提供されるよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。
- イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。
- ロ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。
- ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集 やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発 表及び誌上発表を行う。
- 二 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を毎年度それぞれ1回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。
- ホ 研究所のホームページの有用度 (ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等) に関するアンケート調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成 29 年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。
- (2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進
- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。
- イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを毎年度開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。
- ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関す

### 【指標】

- ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内 容の認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。
- ・支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育セ ンター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、 地域の展示会・研修会を毎年度4回開催する。

### 【優先度: 高】【難易度: 高】

研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援 教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と 個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。

また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積 極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。

(3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実 し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ 講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支 援等を必要に応じて行うこと。

### 【指標】

る理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識や Q&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。

- ハ 研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓 発を図る。
- ② 発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を 図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講 じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促 進する。
- イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害 教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発 を促すようなコンテンツを充実し、ホームページから、情報提供を行う。
- ロ 発達隨害教育に関する研究成果の普及や発達隨害教育に係る指導者養成を通じ て、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センタ 一及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利 用を推進し、より幅広く情報提供を行う。
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における 支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。
- イ 研究所の i ライブラリー (教育支援機器等展示室) や発達障害教育推進センター教 材・教具展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教 育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。
- ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援 教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協 力を得て、地域における研修会・展示会を毎年度4回開催する。
- ④ これらの取組を通して、特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対 する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以 上とする。
- (3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援
- ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各 種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。ま た、世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育の関係機関や保 護者団体等と連携した事業を実施する。
- ・ 各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して 25%以上増加させ ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別

る (平成23年度~平成26年度累計:1,340人)。

・ 毎年度、海外赴任教員(管理職等) 研修会において、特別支援教育に関する情報 提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的 (年3回)に実施する。 支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、前中期目標期間に比して、25%以上増加させる。

# ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、情報提供を行う。

### (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資す る研究の推進

# ① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する 課題について、その解決を図るための実践的な研究(以下「地域実践研究」という。) を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力 して推進する。

地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50件以上実施し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度(研究計画で示された地域の課題の改善実績)90%以上を目標とする。

- ② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。
- ③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ 教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの開 設やパンフレットの作成・配布等を行う。
- (2) 権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の 推進
- ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、 公表する。
- ② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。
- (3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実

### I - 4

インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の 解決に資する研究の推進 (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資す る研究の推進

権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究(以下「地域実践研究」という。)を、地域の参画を得て推進すること。また、研究の成果を国及び各都道府県・市町村に提供すること。

### 【指標】

- ・ 地域実践研究の実施件数を中期目標期間終了までに、50件以上とする。
- 地域実践研究において、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上を達成する。

【重要度:高】【難易度:高】

権利条約の批准や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年 法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)の施行を踏まえ、各地域における インクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要 度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定 され、難易度は高い。

(2)権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。

### 【指標】

- 毎年度、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、普及を図ると ともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。
- (3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する 課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実 を図るとともに、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努める こと。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベ ース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分か る概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。

また、インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含む。)に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

### 【指標】

・ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について、登録件数を中期目標期間終了までに 500 件以上とする (平成 26 年 4 月~平成 28 年 1 月末現在事例登録件数: 133 件)。

### 【優先度:高】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する 課題の解決に資する情報提供を充実していくもので、優先度は高い。

1. 業務改善の取組

 $\Pi - 1$ 

業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。

中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。

### 2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以

① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。

また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。

② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に 対応するとともに、必要に応じて、研修会等への講師派遣を行う。また、相談内容に ついては、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつ つ、国に提供する。

### 1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費(人件費含) 3%以上、業務経費(人件費含) 1%以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を 策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進 し、業務運営の効率化を図る。

### 2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。

### 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以

下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。

4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に 考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図 るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

### II - 2

### 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による 自己収入の確保に努めること。

宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図ると ともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。

グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。

### 【指標】

・ 中期目標期間終了までに、体育館及びグラウンドの稼働率を 50%以上とする(体育館 平成 23 年度: 32.1%、平成 24 年度: 19.0%、平成 25 年度: 19.6%、平成 26 年度: 13.7%、グラウンド 平成 23 年度: 36.8%、平成 24 年度: 38.6%、平成 25 年度: 9.9%、平成 26 年度: 6.7%)。

### 【優先度:高】【難易度:高】

これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。

3. 保有財産の見直し

保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。特に、体育館、グラウンドについては、利用実績等を踏まえ保有の必要性を検討すること。

下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の4法人で組織した「間接業務等の共同実施に関する協議会」の報告(平成26年7月)に基づき、共同実施することとした15種の業務(「物品」、「間接事務」及び「職員研修」)を着実に実施する。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。

4. 給与水準の適正化

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、 手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組む とともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。

1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員 宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図

るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館について、研修事業での活用を図るとともに、体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進するため、「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」を策定し、これに基づき、i)広報活動の充実、ii)利用可能日の拡充、iii)利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv)利用申込方法の改善、v)外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により、中期目標期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する。

- 3. 保有財産の見直し
- (1)保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2) 体育館、グラウンドについては、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独

# 4. 固定的経費の節減 会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」 (平成 26 年総務省 行政管理局) に基づき、その保有の必要性を随時検討し、仮に不要と判断される場 合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。

### 4. 固定的経費の節減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

### IV 予算、収支計画及び資金計画

1. 中期計画予算

別紙1のとおり(※事業等のまとまりごとに作成予定)

- 2. 平成 28 年度~32 年度収支計画 別紙 2 のとおり (※予算の作成単位に合わせて作成予定)
- 3. 平成 28 年度~32 年度資金計画 別紙 3 のとおり (※予算の作成単位に合わせて作成予定)

### V 短期借入金の限度額

限度額3億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想 外の退職手当などに対応する場合を想定。

### VI 剰余金の使涂

研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。

### VII 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施 す

るため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

### II - 3

### その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制の充実

研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく 自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たし つつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化するこ と。

各種の規程を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した トで、組織・業務運営において活用
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。

### 1. 内部統制の充実

内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、 適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の 最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充 実・強化を図る。

内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を 行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務 への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

### 2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図ること。 また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。

### 4. 施設・整備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。

### 5. 人事に関する計画

新規採用や人事交流等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保に努めること。また、研修等の実施により職員の資質向上を図ること。

### 2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて 内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。

これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。

併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年1回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。

また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

### 3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。

また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。

### 4. 施設・整備に関する計画

研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための 計画的な修繕・改修等を推進する。

本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。

### 5. 人事に関する計画

### (1) 方針

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進 事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に 実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施によ る職員研修とするなど、効率化を図る。

### (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。 (参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み

2,964 百万円

	ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、
	退職手当及び法定福利費は含まない。